三重県埋蔵文化財年報 6

昭 和 50 年 度

1976.3

三 重 県 教 育 委 員 会

例　　言

1. この年報は、昭和５０年度における県内の埋蔵文化財保護行政と調査の概要をまとめたものである。
2. 付篇には、文化財保護法改正にともなって出された文化庁からの通達等のうち、埋蔵文化財関係のものを抜すいした。
3. 発掘調査等については、それぞれ調査報告書が刊行されているので、参照されたい。

目　　次

Ⅰ　土地利用と埋蔵文化財保護 …… 5

1.　大規模土地取引等と埋蔵文化財

2.　ゴルフ場等の開発事業と埋蔵文化財

3.　宅地開発事業と埋蔵文化財

4.　農業基盤整備事業と埋蔵文化財

Ⅱ　埋蔵文化財保護態勢の強化 …… 10

1.　文化財保護連絡会

2.　埋蔵文化財担当者連絡会

3.　文化財パトロール

4.　埋蔵文化財調査技術者養成

Ⅲ　緊急調査の現状 …… 19

1.　開発計画区域遺跡分布調査

2.　開発集中地域中世城址分布調査

3.　緊急発掘調査

付　篇

Ⅰ　埋蔵文化財保護関係通達等 …… 37

- 文化財保護法の一部を改正する法律案に対する付帯決議
- 文化財保護法の一部を改正する法律等の施行について（通達）
- 周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等に関する協議について（通知）
- 農業基盤整備事業等と埋蔵文化財の保護との関係の調整について（通知）
- 文化財保護法第５７条の３第１項の政令で定める法人の指定について（伝達）
- 採石法及び砂利採取法の規定による認可処分と史跡等の文化財の保護について（伝達）
- 斎王宮跡の保全について（依頼）

Ⅱ　文化財保護関係指導要綱等 …… 54

- 文化財保護の指導要項
- 開発行為に伴う公共施設等の整備に関する指導要綱（四日市市）
- 名張市住宅地造成事業等に関する指導要綱

Ⅲ　事前協議概要 …… 62

- ゴルフ場等の開発事業に関する指導要綱・協議
- 大規模土地取引等に関する事前指導要綱・協議
- 林地開発行為許可申請・協議
- 三重県宅地開発事業の基準に関する条例・協議、確認審査
- 都市計画法・協議

Ⅳ　問題遺跡一覧 …… 64

- 協議継続中の遺跡
- 発掘調査遺跡一覧
- 事前協議、調査なく破壊された遺跡

Ⅴ　埋蔵文化財関係事務手続き …… 67

- 埋蔵文化財関係事務の流れ
- 発掘等に関する手続き

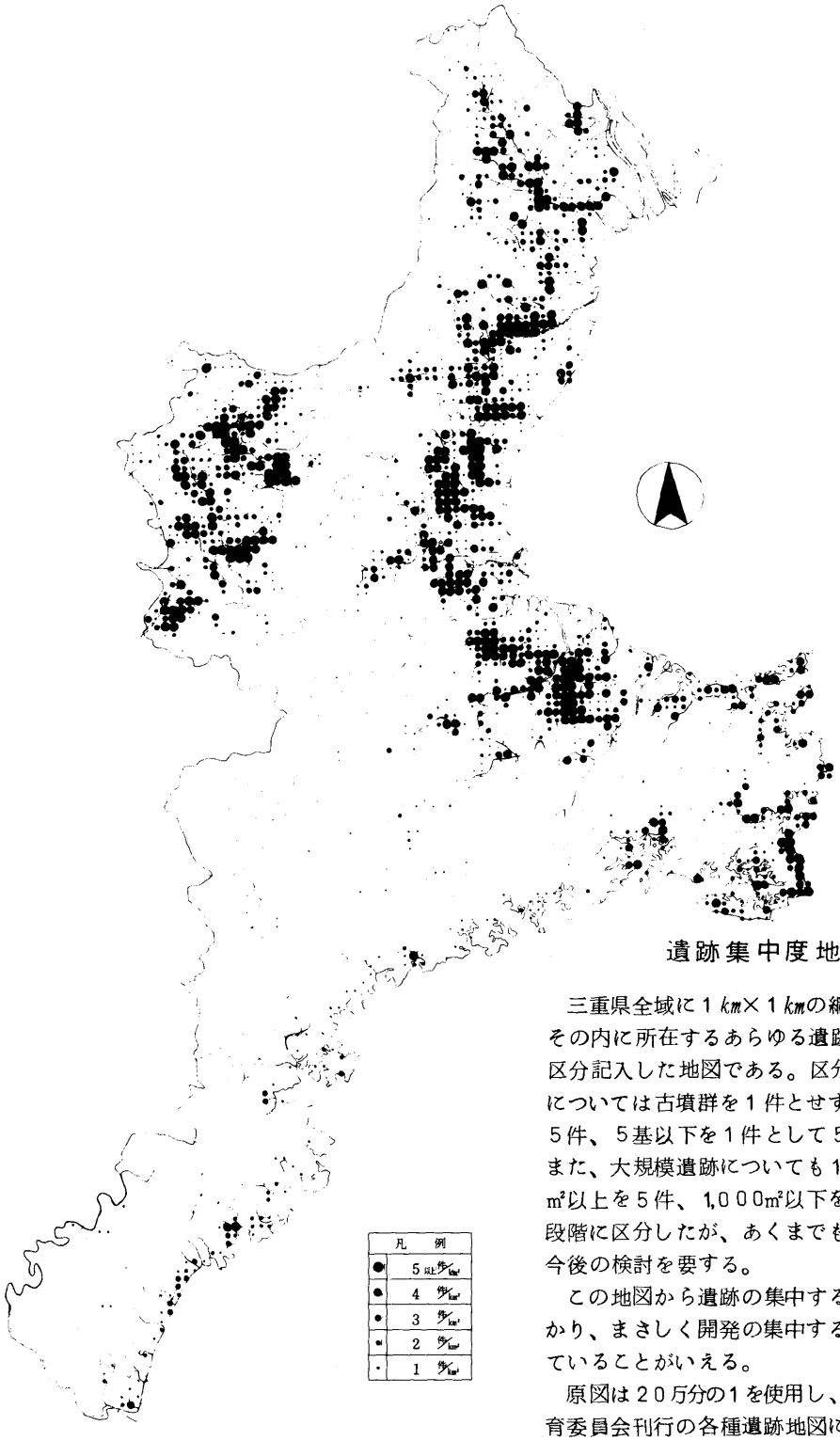

遺跡集中度地図

三重県全域に１km×１kmの網目をかぶせて、その内に所在するあらゆる遺跡数を５段階に区分記入した地図である。区分する時、古墳については古墳群を１件とせず２０基以上を５件、５基以下を１件として５段階に区分し、また、大規模遺跡についても１とせず1,500㎡以上を５件、1,000㎡以下を１件として５段階に区分したが、あくまでも便宜上のため、今後の検討を要する。

この地図から遺跡の集中する地域がよくわかり、まさしく開発の集中する地域と合致していることがいえる。

原図は２０万分の１を使用し、遺跡数は県教育委員会刊行の各種遺跡地図によったが現在ではかなりの新発見の遺跡が増加している点からみて、今後更に検討手直しをする予定でいる。

Ⅰ　土地利用と埋蔵文化財保護

遺跡、古墳、城跡等の地表、地下に残された埋蔵文化財は、一定の面積を占めながらも、必ず周囲の自然環境と一体となって、それぞれの存在に歴史的、文化的価値を有している。民間、公共各種開発事業に伴いそれらの保存と活用は周囲の環境を含めて検討した適正な土地利用が必要となる。また埋蔵文化財が存在している殆んどの土地には、自然環境が少なからず残っているということから自然環境の保護が埋蔵文化財の保護にもつながるという面での今後の協力、強化も必要となるであろう。

1.　大規模土地取引等と埋蔵文化財

国土利用計画法（昭和４９年法律第９２号）に基づく「大規模土地取引等に関する事前指導要綱」（昭和４９年１２月２４日施行）により大型の開発行為を伴う土地取引等を行う事業者に対し事前協議が義務づけられている。文化財保護についても専門家による分布調査、確認された遺跡については原則として現状保存を条件づけている。本年度５件であり今後増加する協議である。

2.　ゴルフ場等の開発事業と埋蔵文化財

「ゴルフ場等の開発事業に関する指導要綱」（昭４８年４月１日施行）により事前協議を行なうもので、文化財保護については、事前の分布調査、確認された遺跡については全面保存を条件づけている。本年度は１件のみである。

3.　宅地開発事業と埋蔵文化財

「三重県宅地開発事業に関する条例」や「都市計画法」等の規定による事前協議、協議書による確認が文化財保護についても行なわれている。本年度は１３件で激減している。これらの確認の中での文化財保護措置についての具体的方針は「三重県開発事業指導に関する計画設計の技術基準」の中の行政指導要項に掲載されているが、開発の現状よりきびしい制約をうけはじめているため、今後さらに具体的方針の確立がせまられている。

開発計画区域内保存遺跡

遺跡名	所在地	事業名	保存方法
龍ケ谷1号墳	鈴鹿市東庄内町	中日本開発㈱、ゴルフ場	現存保存
〃 2号墳	〃	〃 〃	〃
荒神山古墳	鈴鹿市加佐登町	三重用水加佐登調整池	〃
中村1号墳	名張市夏見、中村	新東昭開発㈱、団地	整備保存
〃 4～8号墳	〃 〃	〃 〃	〃
〃 11～20号墳	〃 〃	〃 〃	〃
奥出9、10号墳	〃 〃	〃 〃	〃
柿谷1号墳	〃 〃	〃 〃	〃
ひなご屋敷1～3号墳	〃 〃	〃 〃	〃
ひなご屋敷跡	〃 〃	〃 〃	〃
にんじん峠高地集落跡	〃 〃	〃 〃	〃
中世墓	〃 〃	〃 〃	〃
毘沙門址	〃 〃	〃 〃	〃
積田神社址	〃 〃	〃 〃	〃
毘沙門塚古墳	名張市新田字女良塚	京阪興産㈱、団地	整備保存
カブト池古墳	〃 〃	〃 〃	〃

各種開発事業と埋蔵文化財問題件数

内容＼年度		45	46	47	48	49	50
事前協議	建築許可等	—	—	99	—	2	—
	宅開条例	—	—	5	104	38	7
	都市計画法	—	—	4	11	9	6
	ゴルフ場等	—	—	—	43	8	1
	大規模土地取引等	—	—	—	—	2	5
	林地開発	—	—	—	—	—	3
協議継続中（開発件数）		44	36	43	49	39	46
発掘調査（遺跡数）		29	27	43	37	42	40
破壊（遺跡数）		10	12	12	59	11	12
保存（地区内）		12	9	22	105	42	29

4. 農業基盤整備事業と埋蔵文化財

県営圃場整備事業については、県農林水産部により年度当初に事業地区が設定されそれぞれの地区内の埋蔵文化財の有無、現状等の照会がある。それに基づいて各教育事務所が主体となって県文化財調査員により遺跡分布調査を実施し、報告を集約してその結果を県農林水産部耕地課に回答する。これにより埋蔵文化財の取り扱いについて耕地課および各耕地事務所と地区除外による保存の可否、遺跡範囲確認のための試掘調査の実施方法時期などを協議した。

遺跡範囲確認調査については、各教育事務所及び耕地事務所を主体とし、各調査員が担当者となって昭和５０年１０月～翌年にかけて関係市町村教育委員会、地元土地改良区の協力を得て実施した。

本調査については、遺跡全体を調査するのではなく排水路、農道部分および削平される部分について行なった。調査主体は、市町村教育委員会教育長を代表とする各遺跡調査会として、技術的な面で県文化課職員が適宜指導助言にあたった。

なお、遺跡範囲確認調査および本調査に要する経費は県農林水産部の負担による。

県営ほ場整備事業地区埋蔵文化財第１次調査計画書

（昭５０年度）

1. 目　　的

県営ほ場整備事業により、現状変更をうける埋蔵文化財について、事前に予備発掘調査を行ない、その規模・性格等を明らかにし、文化財保護の徹底をはかる。

2. 調査主体・調査担当者

関係教育事務所

各県文化財調査員

3. 調査の方法

(1) 遺跡分布調査により判明した遺跡について、関係者の現地立合いにより試掘箇所を設定する。

(2) 試掘箇所は、次の地点を行なう。

① 用排水路・新設農道

② 表土を※３０㎝以上移動する場合、削平する箇所（※約３０㎝前後とす

る）

(3) 発掘壙は、原則として２０m間隔、１ケ所が２m×４mとし、地山面まで掘り下げる。とくに掘り方の断面は、ていねいに削り、土層の観察を十分行なうこと。

(4) 出土品は発掘壙ごとに収納すること。

4. 調査結果の処理

(1) 調査担当者は、別紙の項目にしたがい調査結果をまとめる。

(2) 第２次調査（本調査）の要・不要は、教育事務所・調査担当者（文化財調査員）、県文化課・耕地課・耕地事務所等の現地立合いにより決定する。

5. 調査費等

調査費の負担および作業員の配置は、原則的に県農林水産部において行なうものとする。

6. そ の 他

(1) 調査時期は、各耕地事務所と協議のうえきめる。

教育事務所	耕地事務所	事業地区	面積(ha)	調査員	遺跡概況	備考
北勢	桑名	多度	20	伊東春夫		
		県	16.4	森逸郎		
	四日市	菰野	30	片岡雅章		
		鈴鹿第2期	23	保条馨		
		亀山北部	12.8	谿花千人		
中勢	津	安濃川左岸	30.3	浅生悦生 下井彰	辻の内1	本調査
		〃 右岸	5	〃		
		嬉野	42	岩田直衛	須賀2 津屋城3	畑地保存他来年度へ
		豊地	28			
		三雲南部	20	世古且守	遺物包合地	試掘 施工可
松阪	松阪	下御糸	20	青本進		
		上〃	—			
		多気	13	奥義次	東池上2 西池上1 五佐奈1	試掘 ㊊ 施工可
		総合パイロット中南勢	25	世古且守	小野遺跡	本調査
南勢志摩	伊勢	外城田	20.3	奥義次	遺物包合地2	畑地保存
		玉城第2期	12	西村忠之 中西健		
		御薗	22	昭48.昭49年度と同じ	高向1 長屋1	
		東大淀	24	西村忠之 中西健		
上野	上野	上野西部	34	水口昌也 森川桜男	長屋1 長野古墳群(14基)	来年度へ 3基保存
		〃 南部	10	〃	古墳2 遺物散布地	保存 試掘㊊ 施工可
		大山田	33	松山謙治	遺物散布地2	試掘 ㊊ 施工可
		名張北部	16	水口昌也 森川桜男		
		友田第2区	4.1	岡本武和		

II　埋蔵文化財保護態勢の強化

埋蔵文化財の保護行政については、文化課が所管し、文化財係において担当し、各教育事務所では教育課が担当している。文化財係のうち、埋蔵文化財担当は計９名で、昭和４９年度と同じであったが、市町村においては鈴鹿市１名、上野市１名が埋蔵文化財専任担当者として増員され、保護態勢の強化がはかられた。

1.　文化財保護連絡会議等

開発事業にかかる埋蔵文化財の取り扱いは埋蔵文化財の保護上、大きな問題であり、昭和４８年７月１０日付け教文第３５３号の県教育長通知「開発事業にかかる埋蔵文化財の取扱いについて」及び「三重県開発事業指導に関する計画設計の技術基準」所収の文化財保護の指導要項に基き、開発関係機関との連絡強化、事前協議の徹底につとめている。さらにその徹底を深めるため、５月から７月の間に各教育事務所が主催しておこなった。

出席者は、県庁各部の出先機関である農業・林業・耕地・土木の各事務所、各市町村開発企画関係課、各市町村教育委員会文化財担当者とし、事前協議の徹底現状変更計画の処置、開発事業地内の文化財の確認方法、遺跡地図の活用などを中心に、意見交換し、保護への協力を要請した。

三重県文化財保護連絡会議要綱

（目的及び設置）

第１条　本県内において行われる住宅造成、工場建設、農業基盤整備、道路建設その他の開発事業等（以下「事業」という。）の施工にともない影響をうける文化財の保護を図るため、三重県文化財保護連絡会議（以下「連絡会議」という。）をおく。

（定　　義）

第２条　この要綱で文化財とは、文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）第２条第１項第１号の建造物、考古資料、同条同項第４号の記念物及び同条同項第５号の伝統的建造物群をいう。

（事　　業）

第３条　文化財の保護のため、次条に掲げる関係諸機関の事業のうち、文化財に関係のあるものについてその事業の事前調整を行ないそれぞれの所掌事務の円滑な推進を図る。

（組　　織）

第４条　連絡会議は別表に掲げる委員をもって組織する。

（議　　長）

第５条　連絡会議の議長は教育長をもって充て、議長は会議の事務を総理する。

（会　　議）

第６条　連絡会議は必要に応じて議長が招集し議事を整理する。

2.　連絡会議は議長が必要と思われる委員を招集して開くことができる。

3.　連絡会議の庶務は教育委員会文化課において処理する。

第７条　この要綱に定めるもののほか連絡会議の運営その他必要な事項は議長がこれを定める。

（附　　則）

この要綱は、昭和４４年８月１日から実施する。

（別　　表）

総務部　財政課長、営繕課長

企画部　企画室長

保健衛生部　薬事環境衛生課長

環境部　環境保全課長、環境調整課長

商工労働部　商工課長、観光課長

農林水産部　農政課長、農業構造改善課長、耕地課長、林政課長、緑化推進課長、林業課長

土木部　監理課長、用地対策課長、道路建設課長、道路維持課長、河川課長、砂防課長、建築課長、開発指導課長、計画課長

企業庁　総務課長、土木課長、工業用水道課長、水道課長

県土地開発公社　総務課長、用地第２課長

県住宅供給公社　総務課長、用地課長

県道路公社　総務課長、企画課長

県志摩開発公社　企画開発課長

県農業開発公社　総務課長

県労働者住宅生活協同組合　専務

県教育委員会　文化課長

2. 埋蔵文化財担当者連絡会

昨年から始められた県内の埋蔵文化財専任担当者の定期的連絡会で、今年度は新たに配置された鈴鹿市の専任担当者を加え、隔月に1回の4市埋蔵文化財担当者連絡会をもち、各市の文化財保護の実状と対策について意見交流をしている。

また近畿7府県技師会及び東海3県担当者会議にも参加し、各府県の遺跡調査における問題点について、意見の交流をし、保護対策、調査技術等の向上をはかっている。

東海三県埋蔵文化財担当者会議要項

1. 趣　　旨

埋蔵文化財保護の推進をはかるため、愛知、岐阜、三重の三県（以下「東海三県」という。）における保護の現状と課題について意見交流をはかるとともに担当者の資質の向上につとめる。

2. 構　　成

(1) 東海三県教育委員会埋蔵文化財担当者

(2) 東海三県内市町村教育委員会埋蔵文化財担当者

3. 内　　容

(1) 遺跡調査計画の検討

(2) 調査資料の整理方法

(3) 各種事前協議の処理方法

(4) 普及と公開の方法

(5) その他調査及び保護に関すること

4. 会議の開催

(1) 年2回定期的に開催する

(2) 会場設定及び召集は当番制とする

(3) 原則として担当者全員参加とする

3. 文化財パトロール

三重県の文化財パトロールが、特に埋蔵文化財の保護という立場から発足した

ため、巡視の対象が、埋蔵文化財を中心として実施された。巡視の区域は県内全域にわたっているが、津市、四日市市では市独自の事業としてパトロールを行なっているので、調査員の少ない郡部や開発の集中する地域に重点をおいてパトロールをした。

昭和５０年度のパトロールのうち、特記すべきこととして、次のような事があげられる。

(1)文化財のパトロールが周知のものだけに限らず、特に文化財の保護上問題となる開発事業計画地内の埋蔵文化財・天然記念物の有無をいち早く調査することができ、開発の事前にその文化財を保護する上で、重要な役割を果した。たとえば、農業構造改善事業地内から発見され、事前調査された松阪市小野遺跡・鉄塔建設計画の変更を協議し、南勢町伊勢路城址を保護したことなどがあげられる。

(2)文化財パトロールによって、新たに発見された文化財も多く、数１０ケ所もの遺跡・古墳が確認され、調査員に詳細な台帖カードの作成を依頼し、今後の文化財保護の基礎資料とすることができる。

(3)松阪市八重田古墳群のうち６基はすでに保存することが、宅地業者と協定されていたものであるにもかかわらず、工事の際に地形が変えられ、４基の古墳の存在すらわからなくなったとの報告もあり、文化財パトロールによって、開発事業地内に保存された埋蔵文化財、天然記念物の保存状況を追跡調査することができた。

文化財パトロール件数

種別	重要文化財 建造物		史跡		名勝		天然記念物		埋蔵文化財	
対象件数	(県指定含)件 146 (329)		23 件 (87)		5 件 (16)		24 件 (98)		6,443 件	
月別 内容	巡視	要処理	巡視	要処理	巡視	要処理	巡視	要処理	巡視	要処理
4月							2		1	
5月							2		30	
6月	2								42	1
7月			1						38	1
8月	1		2						58	2
9月									6	
10月			1						22	1
11月									17	
12月	1		2		1		2		20	6

1 月							1		40	3
2 月			1						11	1
3 月			1						19	
合 計	4		8		1		7		304	15

（件数は群をなすものを1件とする）

昭和50年度地区別調査員

地区		調査員	所属	住所
北勢教育事務所	員弁	松本 覚	藤原中	
	〃	田中欣治	三重短大	
	桑名	太田元二郎	成徳中	
	〃	伊東春夫	桑名高	
	〃	伊藤信夫	四日市高	
	三重	山下雅春	朝日小	
	四日市	片岡雅章	四日市南高	
	鈴鹿	大場範久	神戸高	
	〃	保条 馨	白鳥中	
	亀山	谿花千人	平田野中	
	〃	生駒 勝	津女子高	
中勢教育事務所	津	倉田直純	塩浜中	
	久居	岩田直衛	津西高	
	安芸	浅生悦生	芸濃中	
	〃	下井 彰	草生小	
	一志	稲生進一	元取小	
松阪教育事務所	松阪	世古且守	松阪第2小	
	多気	奥 義次	松阪商高	
	〃	青木 進	明星小	
	飯南	榎本義譲	波瀬小	
南勢志摩	伊勢	西村忠之	厚生中	
	〃	大西素行	二見小	
	度会	中西 健	内城田中	

教育事務所	度会	中世古 祥道	自営	
	鳥羽	村上 喜雄	小浜小	
	〃	川添 昭博	鏡浦中	
	志摩	伊藤 保	水産業	
上野教育事務所	上野	森川 桜男	自営	
	〃	西嶋 覚	中瀬小	
	阿山	松山 謙治	大山田中	
	〃	岡本 武和	阿山中	
	名張	水口 昌也	矢生中	
尾鷲	紀北	伊藤 良	団体役員	
	〃	湊 章治	長島高	
熊野	紀南	松岡 均	荒坂中	
	〃	嶋 正央	自営	

4. 埋蔵文化財調査技術者養成

開発事業に伴う事前の緊急調査は増大し、大規模になりつつある。迅速な措置が要請されるとともに、調査態勢の不備が大きな問題となっている。また開発計画に先立つ文化財の現地調査すら人員不足が指摘され、パトロール員の負担過重や調査技術的な問題が云々される場合が目立つ。

三重県教育委員会では、昭和４３年度以来、奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部及び埋蔵文化財センター、多賀城跡調査研究所、朝倉氏遺跡調査研究所、大宰府跡調査事務所など県外の研究機関に派遣して、調査担当者の研修を行なうと同時に、昭和４９年度からは、県内でも夏休みを利用して研修会を開催している。

(1) 県外派遣研修

８月１１日～８月３１日の期間、福井県福井市城戸ノ内町・朝倉氏遺跡調査研究所に依頼した。

研修者　早川裕己（川越町立川越南小学校教諭）

内容

1. 遣り方測量設定の技術

レベル・トランシットの操作技術

2. 遺構実測の技術

3. 遺物実測の技術　　土器、陶器、磁器

4. 山城の踏査実習　　本丸、二の丸、観音寺、宿直所、竪掘

5. 大型カメラによる写真撮影技術　　屋敷跡、遺構撮影及び遺物撮影

6. 講　義　(1) 朝倉氏調査研究所について

(2) 朝倉氏遺跡について

(3) 朝倉氏遺跡出土の木製品について

7. 阿保山古墳群他発掘中の遺跡見学

(2) 県内研修会

多気郡明和町斎王宮跡において、市町教育委員会職員、小中高校の社会科担当教員１１名が参加した。結果については、昭和５０年８月２０日付、教文課８５８号で、各教育事務所長及び所属長宛に「埋蔵文化財調査技術者研修会の結果について」により、研修者の所感文とともに通知した。

〔研修参加者〕

氏　名	所　属	氏　名	所　属
村林　悟	四日市高校	足立行正	上野工業高校
垣見博一	白子高校	高野香洋	名張市図書館
倉田直純	塩浜中学校	東川寅信	鷹原小学校
保条　馨	白鳥中学校	杉本　彰	三木小学校
荒木　駿	度会高校	木村文也	新鹿中学校
中森万寿男	多気町教育委員会		

昭和５０年度埋蔵文化財調査技術者研修会開催要項

1. 趣　旨

この数年来、各種の開発事業が埋蔵文化財の保護に重大な影響をもたらしていることは周知のことであり、保護態勢の強化が急務となっている。そのため、開発事業にかかる埋蔵文化財の発掘調査および保存に関する専門的知識と技術の習得をはかる。

2. 主　催

三重県教育委員会

3. 期　間

昭和５０年８月４日（月）から８月１０日（日）

4. 場　所

多気郡明和町斎宮、斎王宮跡調査仮事務所

（近鉄山田線斎宮駅下車斎宮小学校内）

5. 参加人員

１０名

6. 参加資格及び条件

(1) 三重県文化財調査員　(2) 市町村教育委員会の文化財担当者

(3) 小中高校教員で大学で歴史学、考古学を専攻した者　(4)、(1)(2)(3)に準ずるもので市町村教育委員会の推せんによる者　(5) 満年令１８才以上で４０才未満であることを原則とする。

7. 参加手続

別紙申し込み書による。ただし市町村教育委員会職員及び学校職員は、所属長の承諾書を添えて、県教育委員会文化課へ申し込むこと。参加申し込み者が定員より超過した場合は、文化課において書類審査し決定する。

8. 参加申込み期日

昭和５０年７月１０日

9. 講　師

三重大学教授　服　部　貞　蔵

文化庁文部技官　岡　田　茂　弘

文化課係員　埋蔵文化財発掘技術県外研修者

10. 研修内容

期　日	時　間	研　修　内　容	講　師	備考
8月4日	8：50	受　付		
（月）	9：00	開講行事	文化課長　井上　武弘	
	9：10	改正文化財保護法について	文化財係長　片岡　良昭	
	10：00	三重県の古代史について	三重大教授　服部　貞蔵	
	13：00	三重県の古代村落址について	文化課　小玉　道明	
	15：00 17：00	斎王宮跡の調査の現状	〃　谷本　鋭次	
8月5日	8：30	発掘調査計画の立案	〃　小玉　道明	
（火）	9：30	調査地区設定の方法	〃　山沢　義貴	

	10：00 ～ 17：00	発　掘　実　習　（遺構検出）	文化課	谷本　鋭次 山沢　義貴 藤原　　寛	
8月6日 （水）	8：30 10：00 ～ 17：00	遺構遺物の観察と調査記録のとり方 発　掘　実　習　（遺構検出）	〃 〃	吉村　利男 山沢　義貴 谷本　鋭次 藤原　　寛	
8月7日 （木）	8：30 ～ 17：00	発　掘　実　習 （遣り方設定と測量器機の操作）	〃	山沢　義貴 谷本　鋭次 藤原　　寛	
8月8日 （金）	8：30 ～ 17：00	A班　遺跡分布調査実習 B班　遺構実測　（8：30～12：00） 遺物実測と拓本実習（13：00～17：00）	〃 〃	下村登良男 谷本　鋭次 吉水　康夫	
8月9日 （土）	8：30 ～ 17：00	A班　遺構実測　（8：30～12：00） 遺物実測と拓本実習（13：00～17：00） B班　遺跡分布調査実習	〃	山沢　義貴 伊藤　久嗣 伊藤　克幸	
8月10日 （日）	8：30 14：00 16：50	報告書の作成方法　発掘資料の整理 古代宮殿官衙の調査と保存 閉　講　行　事	〃 文化庁文部技官 文化課長	小玉　道明 岡田　茂弘 井上　武弘	一般公開 斎宮小講堂

11.　その他（省　略）

III 緊急調査の現状

各種開発計画に伴う埋蔵文化財の調査にはまず、遺跡台帳、遺跡地図との照合があり、次に専門家による現地の遺跡分布調査が実施される。確認された場合は、現状保存を原則としてその取り扱いについて協議がなされ計画上保存が困難な時には事前の発掘調査を実施している。本年度の発掘調査は中南勢地域に集中したが、調査面積の大規模化の傾向があらわれてきており、今後の調査体制等に問題を提起している。

1. 開発計画区域遺跡分布調査

「三重県開発事業に関する計画設計の技術基準」の行政指導要項（本書付編参照）に規定する埋蔵文化財の取り扱いについては、各種の事前協議の際に、遺跡台帳、地図との照合のほか必ず専門家による現地遺跡分布調査の実施を事業者に対して責務としているのであるが、開発事業者が用地取得以前に実施している場合はあまり多くない。今後小規模の開発事業計画も含めてチェックできる第一段階で事前指導されることが望まれる。専門家の数が限定されていることで調査担当者への負担過重の問題、大規模計画が多くなってきていることからの調査方法の不完全さなどの問題が生じている。

上野市南部都市開発区域文化財調査

上野市の南部、木津川東岸に位置する標高１６０～２５０mを測る南北約９km東西約６kmの低平な丘陵部に約2.０００ha の規模で構想される上野市南部都市開発区域は、著名な石山古墳の所在するところであるが、これまで十分な分布調査の行なわれなかった事もあって、木津川西岸に比較しても遺跡の非常に大きな空白地帯であった。昭和４９年度末より構想の計画化に先立ち上野市教育委員会及び上野市南部都市開発局が分布調査を実施するところとなったが、その結果、この計画構想区域のほぼ全域にわたっても、縄文・弥生・古墳時代以降各時代の遺跡・遺物の他、先土器時代に属するものかと思われるものも知られ、分布する遺跡の総数は1,０００ケ所を超えるものではないかと考えられている。現在の調査が表面観察のみによるものであり、今後の試掘調査等によってその規模及び性格をより明確に把握されねばならないものである。

2. 開発集中地域中世城址分布調査

昭和５０年度の国庫補助事業として、昭和４９年度にひきつづき調査をすすめた。調査は特に城館所在地の未確認のものの現地確認と略測を中心に、県教育委員会の委嘱した中世城跡調査員をはじめ三重大学歴史研究会原始古代史部会、皇学館大学考古学研究会の協力を得て行った。調査の結果は報告書として『三重県の中世城館』にまとめ刊行した。

開発集中地域中世城跡現状調査実施要項

1. 調査の目的

三重県の埋蔵文化財のうちには、中世の城館、砦跡がある。これらは江戸時代の地誌である「三国地誌」「勢陽五鈴遺響」などの文献によって、その概略を知ることはできるが、実態は明らかにされていない。

特に最近の住宅団地、大型レジャー施設によって、その保護に支障があらわれ、早急に現状を把握し、保護対策を要している。

そこで、城館、城砦の位置、形態、規模等について調査し、基礎的な台帳ならびに報告書を作成する。

2. 調査の組織

調査主体　三重県教育委員会

調査指導委員　調査の万全を期すため、中世城址に精通した専門家を委嘱する。

調 査 員　県内の地方史研究者のなかで、中世城館址を特に調査研究している者を委嘱する。

調査協力　各三重県文化財調査員、各教育事務所、各市町村教育委員会、三重大学歴史研究会、皇学館大学考古学研究会

3. 調査地域と対象

(1) 開発の集中する地域を中心として、県下全域について行なう。

(2) とくに古記録記載のもので、所在地不明のものを明らかにする。

(3) 鎌倉時代から安土桃山時代の城館、砦跡を調査対象とする。

4. 調査内容

(1) 現地踏査による位置の確認と規模及び形状の実測、写真撮影

(2) 古図、地籍図等による範囲の確定

(3) 昭和４９年度に調査したものの補訂

(4) 城跡台帳の追加

(5) 中世城跡調査報告書の作成

5. そ の 他

城跡台帳（調査カード）の記入方法は、昭和４９年度実施要項を参照

昭和５０年度調査組織表

		氏名	所属	備考
指導委員		樋田清砂	橋南中学校	県文化財専門委員
		仲見秀雄	鈴鹿高校	〃
調査員	北勢	西羽晃		桑名好古会幹事
		駒田利治		
		岡田集平	神辺小学校	
		森前稔	大木中学校	
	中勢	和田勉	橋南中学校	津市文化財調査委員
		岡田文雄	香海中学校	久居市文化財調査委員
	松阪	奥義次	松阪商高	県文化財調査員
	南志	上村芳夫		（旧）南島町文化財調査委員
	上野	中川甫		
		福井健二		
		安永幸二		
		寺岡光三	上野市役所	
		北川乾一		大山田村文化財調査委員
	尾鷲	伊藤良		県文化財調査員
		湊章治	長島高校	〃
	熊野	前千雄	熊野市役所	
調査協力		各教育事務所、各市町村教育委員会、三重大学歴史研究会 皇学館大学考古学研究会、三重県文化財調査員		

2. 緊急発掘調査

事業計画地内に確認された埋蔵文化財の現状保存が困難である場合については

発掘調査を実施している。該当した埋蔵文化財の現状保存を第一条件とした設計工法がその開発事業に対してどのような支障となるか、詳細な設計図と埋蔵文化財の現状調査等により検討し、措置しており、工事着工の可否については発掘調査の結果をまって再検討の後決めているが、開発計画自体に内蔵する問題とともに、保存方法のほか発掘調査の場合の調査体制、調査期間、調査費用負担等の問題により協議継続中のものも多いのが現状である。

※は国庫、県費補助事業である。

郡山遺跡（鈴鹿市郡山町）

事業名　三交不動産KK、住宅団地造成計画

調査主体　鈴鹿市遺跡調査会

調査期間　昭和５０年６月～昭和５１年３月

概　要

国鉄伊勢線、中瀬古駅前に、三交不動産株式会社が団地造成事業を計画。昨年６月から１１月にかけて、第Ｉ期工事計画分、（３７８,０００㎡）について、郡山遺跡と呼称し試掘調査を実施。その結果、多量の須恵器を有する古墳時代後期（６Ｃ末～７Ｃ）の大集落址であることが判明した。

本年１月から着手した西高山遺跡（5.８００㎡）は調査区の最西端の舌状の台地にある。本遺跡からは、試掘結果とは若干の時期を異にし、７Ｃ～９Ｃの竪穴住居址が１３基、掘立柱建物址２８棟が見付かった。遺物には、須恵器の杯、壷、甕を中心に、円面硯、丸瓦（細片）、紡錘車、土錘、土玉がある、特に三足の器高３㎝、小形硯は特異で、未だ県内では知られていない。もとより、郡山は、旧奄芸郡家の推定所在地でもあり、本遺跡をはさむように存在する　大野茶臼山両古墳群、後背に徳居古窯址群をひかえる等を考え合わせ、歴史環境の面に於いても興味ある一帯である。

辻の内遺跡　（安芸郡安濃村太田字辻の内）

事業名　県営圃場整備安濃川左岸地区事業

調査主体　安濃村遺跡調査会

調査期間　昭和５０年１０月

概要　安濃川の支流美濃屋川に面する氾濫平野で標高１６ｍに位置し、周囲より４０㎝程高い畑地上にある。事業実施に伴い削平されるため、昭和４９年１月の

試掘調査の結果にもとづき協議を重ねた。これにより畑地の大部分は現状のまゝ残し、排水路部分約２５０㎡を本調査することになった。調査の結果、竪穴住居址３、土壙１、溝址３その他を検出し、出土遺物より弥生時代から古墳時代後半の集落址であること、遺跡としては周辺の水田下にも広がっていることが判明した。

納所遺跡（津市納所町）

事業名　　県道雲林院、津線バイパス

調査主体　　三重県教育委員会

調査期間　　昭和５０年４月～１２月

概要　昨年度からの継続調査で、バイパス南車線約1,５００㎡、取付地下道及び排水路付替部約1,１００㎡を調査した。遺構は南車線部で弥生前期の自然流水路、弥生中期の溝１、竪穴住居址２、取付道路部から前期の溝５、中期の竪穴住居址５、土壙墓１８以上のほか多数の土壙とピットを検出した。遺物で目立ったものは、前期の自然流水路から多数の木製遺物（農耕具・紡織具）と、中期の住居址土壙墓から碧玉製の緑色管玉、臼玉がある。

昭和４８年１０月からの調査で確認した主要遺構は下表の通りであり、出土遺物はコンテナバットで約3,７００箱にも達している。

納所遺跡の遺構一覧表

時間＼種類		住居址	方形周溝墓	土壙墓	溝址	土壙ピット	自然流水路	その他
弥生時代	前期				6	若干	1	落込み 1 杭列 2
	中期	円形 2 方形 12	5	36以上	8以上	多数	1	杭列 2
	後期				1	若干		
古墳時代以降		掘立柱建物 1			8以上	若干	1	配石遺構 1

（1976. 3. 10作成）

納所遺跡（津市納所町）　※

事業名　　遺跡範囲確認調査

調査主体　　三重県教育委員会

調査期日　　昭和５１年１月～３月

概要　県道バイパス調査地域の周辺部の東西７００m、南北４５０mの地域で、１×２mのトレンチ１１１個所を設定し、包含層の有無の確認と花粉分析調査を実施した。その結果、弥生時代の遺物包含層の分布は、東西約４３０m、南北約３５０mで楕円形にひろがり、さらに上層の古墳時代以降の包含層は、前代の包含層と重複してさらに拡大し、東西約６００m、南北約４７０mで楕円形に分布することを確認した。また、弥生時代以降の水田と想定される低湿地が、これら包含層に西接しており、灰黒色粘土のいわゆるグライ土壌の厚い堆積で南北約５００m、東西は今回の調査地域よりもさらに西へ約３００m連なることを耕作者から確認した。水田址については花粉分析の結果をまたねばならないが、住居墓地・水田を遺跡全体としてみると、包含層の分布を住居、墓地の範囲とみれば、納所遺跡は東西約１km、南北約４５０m、面積約４５万m²の大遺跡と考えられる。なお、遺跡地域内外に、セメント杭２２本・コンクリートピン８０本を埋込み、測量基準点を設置した。

墓の谷１号墳　（津市大里窪田町字墓の谷）　※

事 業 名　　三浦建材・土取り

調査主体　　津市教育委員会

調査期間　　昭和５０年６月

概要　志登茂川の支流によって形成された谷水田を望む標高約４０mの丘陵に位置する。調査の結果、墓の谷１号墳は東西１５m、南北１３m、高さ 0.6 mの不整形な円墳で、自然地形をほとんどそのまま利用し、その上にわずかに盛り土し築造されていた。主体部は木棺直葬で、掘り方の長さ 5.3 m、巾 2.1 m、木棺の長さ 4.9 m、巾 0.6 mである。副葬品は棺外副葬のような形で鉄鏃１本出土したのみである。また、墳丘からは須恵器片がわずかに出土したがいずれも細片である。

築造年代は、墳丘出土の須恵器から７世紀前後と考えられる。

中 鳶 遺 跡　（津市大里窪田町字中鳶）

事 業 名　　大里小学校体育館建設

調査主体　　津市教育委員会

調査期間　　昭和５０年７月

概要　志登茂川によって形成された冲積平野を見下ろす丘陵の先端、標高約１５ｍの所に位置する。遺跡の範囲として約１5,０００㎡あり、弥生時代後期から平安時代までの各時代の集落址である。今回調査を実施したのは、古式土師器を伴う住居址３軒、奈良、平安時代の掘立柱建物址、平安時代の方形素掘りの井戸などが検出されている。出土品としては古墳時代前期の土器及び砥石、古墳時代後期から平安時代にわたる土師器、須恵器などがある。

上村遺跡　（津市大字半田字上村）

事業名　　津市土木課、道路建設

調査主体　　上村遺跡調査団

調査期間　　昭和５１年２月～３月

概要　岩田川の右岸、標高約３０ｍの半田丘陵上にある。昭和４４年の発掘調査では、中世舘址を思わせる台状遺構とともに、多数の山茶椀など鎌倉時代の遺物が主に出土した。

今回の調査も同時代のものと思われたが、鎌倉時代の遺物は少なく、標高約25ｍの所から弥生時代前期を中心とする土器・石器・木製鍬などが出土した。これは、大きな落ち込みから出土したもので、湧水があり泉状のものかとも思われる、鎌倉時代のものとしては、前の調査で検出された台状遺構の続きがわずかにセクションで確認されたのと、細い溝が検出されたのみで、明確な舘址を表わすものは明らかにできなかった。

高松Ｃ遺跡　（津市大字半田字高松）

事業名　　亀山製絲KK　団地造成

調査主体　　高松Ｃ遺跡調査団

調査期間　　昭和５０年８月－９月

概要　岩田川の右岸・半田丘陵の標高約３０ｍの東面する斜面に位置する。約3,０００㎡にわたり調査を実施したが、その結果弥生時代後期から古墳時代前期にわたる住居址３２軒と台状遺構５ケ所、古墳時代前期の方形周溝墓１基が検出された。住居址は、一辺２ｍ余の小型のものから８ｍの大型のものまで様々であるが、全体に大型のものが多いようである。台状遺構は丘陵の高所を掘り込み平らな面を作ったもので、性格は不明である。方形周溝墓は一辺１２ｍで、溝の南と東と北面にブリッジがある。

なお、この調査と併行して高松１号墳の調査も実施した。その結果、径約１５ｍの円墳で主体部は南に開口する横穴式石室であるが、石はすでに完全にぬき取られていた。

藤谷埴輪古窯址群（津市大字半田字藤谷）※

事 業 名　　東海商店・土取り

調査主体　　津市教育委員会

調査期間　　昭和５０年１１月

概要　半田丘陵の奥深く、久居市との境界近くの標高約３５ｍの所にある。調査前にすでに本体の一部と灰原の半分が破壊されており、多数の埴輪片が散布していた。発掘調査の結果、古窯址は２基が検出された。１号窯は焚口部と煙道部が破壊されているが、現在長５ｍ、巾１.８ｍを測る。床面は明確なものは１面であるが燃焼部近くの断面から少なくとも５回は焼かれている。２号窯は焼成部のほとんどが破壊されており、焚口部と燃焼部と焼成部の一部しか残っていない。焼成部巾１ｍ、燃焼部巾１.３ｍで裾がわずかに広がっている。焚口部巾１.２ｍで舟部を呈している。２基の灰原に直行するように巾２.５ｍ、深さ１.３ｍの断面Ｖ字形の溝状遺構が走っている。出土遺物は、埴輪が大部分で須恵器も少し混っている。埴輪は須恵質で９０％が円筒である。形象埴輪には家・馬・靫又は盾と思われる直弧文を施したもの、人物、鶏などがある。人物には圭甲を着装した男や、顔に文身を思わせる線刻を施した頭部もある。

小 野 遺 跡　（松阪市小野町下り他）

事 業 名　　農村基盤総合整備パイロット事業

調査主体　　松阪市遺跡調査会

調査期間　　昭和５０年１１月～１２月

概要　松阪市と嬉野町にまたがる国指定史跡向山古墳が位置する丘陵南裾にある。丘陵の南裾には、畑地が細長く東西にのびており、この畑地の水田化計画に先立って、発掘調査が実施された。調査は、試掘調査により出土遺物が集中していた２地区約2,０００m^2について行なった。時期的には平安時代後期、鎌倉時代後期の土器がかなり多く出土したが、遺構は厚さ０.５～２.０ｍの黒色土中に含まれているため、地山まで深く掘られた井戸址だけしか検出できなかった。しかし、平安時代の井戸址は、まわりに排水路をめぐらしており、他にあまり例を見ないも

のであった。

中尾古窯址（多気郡多気町相可）

事 業 名　　多気町総合庁舎建設

調査主体　　多気町教育委員会

調査期間　　昭和５０年９月

概要　国道４２号線に沿う丘陵突端部の標高３5.５０～３9.００mの西向き斜面に築かれた古墳時代後期のあな窯。現存全長9.１５m、幅1.４～2.０。煙道基部より燃焼室上部までベース及側壁が残るが、燃焼室の大部分と灰原は開墾により消失していた。焼成部下半には床面として２面認められ、最終床面から高さ0.95～1.05mに天井が長さ2.２mほど残存していた。また、焼成室上半ベース上に焼台として利用した２０～３０cmの礫が８個ほどならんで検出されたし、燃焼部床面下には浅い舟底状ピットが認められた。遺物の大部分は焼成室下半のベース上に堆積しており、器種のほとんどは杯で、他に台付長頸壷１、高杯は５０年度に調査した河田古墳出土のものと全く類似し、注目された。

河田古墳群（多気郡多気町河田）　※

事 業 名　　田中建材・土取り

調査主体　　多気町教育委員会

調査期間　　昭和５０年６～１２月

概要　北東方向に細長く突出した丘陵には多数の古墳があり、土取りのため４８年に７基、４９年に１４基を発掘調査。今年度は４９年度調査箇所より南西方向に２００m離れた地点の丘陵頂部及び東向き斜面に所在する２３基の古墳のうち２１基を調査。調査墳はいずれも遺跡台帳未登載のもので、調査前に墳丘が明確に認められたものは4・9・11・12号墳の４基であり、これほど多数の古墳が検出されるとは想像できなかった。今年度調査は当初より丘陵を地山面まで全面発掘すら方法をとることにより、墳丘の全くない周溝を有するのみの古墳を多数検出できた。調査墳はいずれも木棺直葬墳で、周溝をほとんど有し、周溝が相接して累々とつくられている。副葬品の量も多い。出土須恵器からして、６世紀末～７世紀前半の１時期に集中した古墳群と推定され、１集団の集団墓地であって、集団内の階層差を強く反映する古墳群といえよう。それぞれの古墳の概要は次表の通りである。

河田古墳群調査墳概況一覧

号墳	規模（東西径）	内部構造		副		
		墓壙	木棺跡	須恵器	土師器	耳環
1	?	L Wm 4.2×2.6	L Wm ? ×0.55			金環2
2	?	5.4×2.2	3.1×0.7	杯身 1		
3	9.0	ナシ	2.7×0.7		甕 1	
4	14.5	5.8×2.9	第1主体3.8×0.6	長頸壺 1	杯 1	銀環 2
			第2主体4.1×0.6	長頸壺 1		銀環 1
5	12.0	4.3×1.6				金環 1
6	8.0		3.2×1.1			
7	5.0	ナシ	? ×0.6		甕1、杯8	
8	10.0?	3.9×1.6	2.8×0.6	杯身9、 杯蓋3	杯5	金環 2
9	10.0	ナシ	3.2×0.6	杯身1、同蓋1、細頸瓶1	甕1	
10	8.5	3.0×1.0				
11	14.0	5.3×2.3	4.2×0.6	杯身2、同蓋4、直口壺、広口壺1、提瓶2、俵瓶1	甕1	鉄環 2
12	18.0	4.4×?	第1主体3.7×0.5	杯身5、杯蓋5、平瓶1、 鼎 1、甕1	杯1、甕1	金環 1
			第2主体3.8×0.5	杯身4、同蓋2、広口壺1	甕1	金環 2
		4.8×2.1	第3主体3.9×0.7	杯身3、同蓋6、高杯2、短頸壺3、広口壺1、 鼎 1、長頸壺1、	甕1	金環 3
			第4主体 ? ×0.6	杯身6、同蓋1、高杯1、俵瓶		金環 2
			第5主体2.7×0.5	杯身6、同蓋4、俵瓶1、直口壺1、		
13	?	6.4×2.9	3.9×0.7	杯蓋 1		
14	8.0	?	?			
16	6.0	3.4×1.2	2.3×0.8			
17	5.0	?	?			
18	8.0	3.1×1.3	2.4×0.6	杯身12、同蓋9、高杯3、同蓋1、広口壺1、	杯12	金環 2
19	?	? ×1.6		杯身 3	杯 5	
20	6.0	?	?			
21	12.0	?	3.8×0.6	杯身 1		
22	?	?	2.3×0.9	杯身 2		金環 2

（号墳数字を□でくくったものは方形を表し、他は円形を意味する。１５は欠番）

葬品			周溝遺物	備考
鉄製品	玉類等	棺外墳物		
刀子 1	切子玉3、勾玉2、管玉1、ガラス小玉1			完掘できず、周溝不明
			若干の須恵器片	〃　周溝有す
小片 1			〃	
直刀1、鏃3 刀子1 鏃 2		須恵器杯身3、同蓋2 同高杯1	〃	棺両端に板名を積み粘土を結めおおう 〃
		土師器甕 1	須恵器杯身3、土師器杯1	
			土師器甕 1	
				同溝有さず
		須恵器杯身1	須恵器杯身1、同長頸壺1 土師器甕1	
鏃 3			土師器甕2、同高杯1、同杯1 （後代のものか） 土師器杯（平安時代）	墓壙内に河原石
刀子2、小片1		須恵器杯身1	須恵器片	棺東端に木口痕
				棺端に粘土塊をあてる
		須恵器杯身2 金環1		棺西端に木口痕 棺端に粘土塊
刀子 1	（紡錘車）			棺西端に木口痕
鏃 1		須恵器杯身7、同蓋5（第3第4主体間）		棺東端の一部残存、粘土塊
		土師器杯1、同 甕 1		
			須恵器片	
			〃	
鏃 1			土師器甕 1	
			須恵器杯 1	
			須恵器片	
				周溝ナシ

斎　王　宮　跡　（多気郡明和町斎宮）　※

事 業 名　　宮域確認調査

調査主体　　三重県教育委員会

調査期間　　昭和５０年８・１２月～昭和５１年３月

概要　宮域の南および東の区切りを確認するため千葉、中町部落の南側の畑、水田、小字東加座、東前沖の東側を中心にトレンチを設定した。N、Q～２Cトレンチ延長1,０７７m、3,１１８m²。

南側では幅２m、深さ８０mの、緑釉陶器片を出土する溝址が見つかり、東側では古里遺跡で見つかっている大溝が大きく北を迂回して南北に走っているのが確認された。また小字「御館」「柳原」では各種掘立柱建物址が見つかりこの地区が斎王宮跡の中心部分と考えられた。

斎　王　宮　跡　（多気郡明和町斎宮）

事 業 名　　広域市町圏道路工事

調査主体　　明和町教育委員会

調査期間　　昭和５０年１１月～昭和５１年３月

概　　要

道路は県道斎宮ー田丸線を旧参宮道より更に北に延長する形で計画されており、竹神社の東から、西加座の西、西前沖と楽殿の境界を走る、幅９mの二車線道路である。

調査の結果、小字の境界を走る鎌倉時代の溝址、奈良時代末より平安時代にかけての溝址、掘立柱建物址、平安時代後半の井戸、土壙、掘立柱建物址等が見つかっている。

高倉山古墳　（伊勢市豊川町）

事 業 名　　神宮司庁管理施設々置

調査主体　　神宮司庁文教部神宮徴古館農業館

調査期間　　昭和５０年５月～８月

概　　要

高倉山古墳は、外宮裏の山頂に位置する我国有数の巨大横穴式石室として著名である。近年の荒廃が目立ち、羨道前部に鉄柵及び施錠設備工事を実施し、これにともない石室内床面の清掃と実測を行なった。その結果、現床面は近世

の信仰に基くカワラケ・古銭類が厚く堆積していたが、旧床面はさらに約４０㎝㎝下部に当ることと、６世紀後半の須恵器（蓋坏・坏身）の出土を確認した。したがって、従来７世紀前半とみなされていた本墳の成立時期を訂正するとともに、規模や構築法を窺う好例として、伊勢市内の後期古墳群との関連を考察する上でも重要な成果をえた。

ナ ゴ サ 遺 跡　（度会郡南勢町切原）

事 業 名　　切原地区プール建設

発掘主体　　南勢町教育委員会

調査期間　　昭和５０年１１月

概要　五ケ所浦から内陸へ約2.5㎞入いった標高約３０ｍをはかるゆるい南斜面の畑地にある。遺跡の中心部は、昭和４２年に造成した地区運動場で破壊されており、今回の調査はそれに接する西側の畑地で実施した。巾２ｍのトレンチを十字に設定し約８０㎡発掘したが、１０～１５㎝の耕土の下は岩盤で遺構はない。出土品は約８０片の石屑のみで土器は未発見。遺跡の中心部での表面採集品には、チャートのナイフ、石核、石鏃等がある。

道 瀬 遺 跡　（度会郡南勢町迫間浦字道瀬）

事 業 名　　自然崩壊

調査主体　　南勢町教育委員会

調査期間　　昭和５１年２月

概要　五ケ所湾に面する海岸の小崖面に、厚さ５０㎝の遺物包含層が露呈し高波時には浸蝕されてきた遺跡である。崖面上は山林。このため、遺跡の性格規模を明らかにすることとなり、南山大学が調査担当となって、１×１ｍの発掘壙３ケ所を設定して調査を実施した。その結果、古墳時代以降の土器片のほか、礫石器および土錘を多数採集した。特に志摩地方の鳥羽市贄遺跡、磯部町飯浜貝塚などでも発掘採集された和銅開称が１枚ある。

塩 崎 製 塩 址　（志摩郡磯部町坂崎）

事 業 名　　太平洋沿岸自転車道

調査主体　　磯部町教育委員会

調査期間　　昭和５０年１２月

概要　製塩土器が大型化する時期の製塩址としてかねてから注目されていた遺跡であり、昨年調査の行なわれた飯浜貝塚とは伊雑ノ浦をはさみ対岸に位置する。丘陵地にかこまれた小河川の河口付近にあたり現状で畑地になっている部分から海岸にかけて多くの土器片が散布している。調査区内には平安中期から末期にわたる時期のものと考えられる焼土面火にかかっていると思われる石群が５ケ所にわたって検出されたほか最下層には弥生時代末か古墳時代前期の土器片の出土を見た。

清水北遺跡（上野市大野木字神ノ木）

事業名　建設省・木津川河川改修

調査主体　三重県教育委員会

調査期間　昭和５０年７月～９月

概要　上野市街地の南西の隆起河岸段丘に所在する遺跡で、昭和４６年には試掘調査が実施され、縄文時代後期の遺構と横穴式石室をもつ円墳が確認されていた。

今回の調査は、河川改修に伴い削平される約２０００㎡について行なった。調査の結果、縄文時代の遺構としては、ピット群の他に溝址・焼土が明らかになったが、住居址としてはまとまらなかった。出土遺物は土器片の他に、石錘石棒、石鏃も認められた。

すでに確認されていた古墳は、平面形が片袖式の横穴式石室を主体部とするもので、須恵器、土師器が副葬されていたが、ほとんどの石材は抜き取られ、盛土は削られていた。

発掘区南半部には、室町時代の溝址、土壙、竪穴、掘立柱建物址が検出され、信楽の製品と思われる大甕・壷・すり鉢などの土器や宋銭が出土した。その構造から考えて、この地域に多い中世館跡『三国地誌』で言う「宅址」に属するものであろう。

蔵持黒田遺跡（名張市蔵持町字原出）

事業名　近鉄不動産（株）桔梗が丘団地

調査主任　名張市教育委員会

調査期間　昭和５０年９月、１０月

概要　名張川の支流黒田川に面する低地よりの比高２０ｍ前後の低い丘陵の

尾根上に位置し範囲２３００㎡、１８００㎡の２ケ所に弥生時代の遺物が多数採集されたため、２０ｍ間隔に２ｍ×２ｍの試掘壙を約４９ケ所設定し、遺跡の範囲遺構、遺物の検出の試掘調査を実施した。その結果、完形品を含む多数の遺物と竪穴住居址を検出し、弥生時代後期頃の高地性集落址と推定された。現在その保存方法については協議中である。

調査報告書一覧

発行者	書名	備考
三重県教育委員会	納所遺跡発掘調査報告Ⅰ	津市、弥生
〃	斎王宮跡発掘調査報告Ⅲ	明和町、奈良～鎌倉
〃	清水北遺跡発掘調査報告	上野市、縄文～室町
〃	三重県の中世城館	
四日市市教育委員会	大谷遺跡発掘調査報告Ⅱ	弥生前期
鈴鹿市遺跡調査会	郡山遺跡試掘調査概要Ⅰ、同Ⅱ	古墳後期～平安
安濃村遺跡調査会	辻の内遺跡発掘調査報告	弥生
津市教育委員会	墓ケ谷１号墳発掘調査報告	古墳後期
〃	藤谷古窯址群発掘調査報告	古墳後期
松阪市遺跡調査会	小野遺跡発掘調査報告	平安
多気町教育委員会	河田古墳群Ⅲ	古墳後期、１７基
南勢町教育委員会	ナゴサ遺跡発掘調査報告	先土器

付　　編

I　埋蔵文化財保護関係通達等

文化財保護法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

{参議院文教委員会
昭和50年6月17日}

今日の社会的経済的条件の激しい変化の中で、文化及び自然の遺産は、破壊の危険にさらされている。これらの文化財は、国民全体の貴重な共同財産であり、日本文化の豊かな発展の基礎であることにかんがみ、その保護についての国民の理解協力と行政施策の徹底が図られなければならない。

本改正は当面の緊急課題に対処するものであり、今後、文化財保護の理念の確立、重要な埋蔵文化財包蔵地の発掘に関する許可制の実現等その根本改正に取り組まなければならない。

政府においても、本法の運用に当り、左記の事項の実現に努力すべきである。

記

1. 文化財の保護について、国民の理解協力を得るため、教育啓蒙活動を強化すること。
2. 埋蔵文化財の破壊を防ぐため、法第57条の5にもとづく停止命令期間内において、十分な調査を行うとともに、必要がある場合には、史跡の指定又は仮指定を行うなど、埋蔵文化財の保全に万全を期すること。
3. 国の機関等が行なう発掘に関し、文化庁長官が行う協議又は勧告の結果等については、公表に努めること。
4. 埋蔵文化財について、包蔵地の地図等必要な資料を整備し、これが周知徹底に努めること。
5. 伝統的建造物群保存地区の決定及び保存については、経費の分担を含め、国、都道府県、市町村相協力してこれにあたること。
6. 民話、民謡、郷土芸能、伝統工芸などの民衆文化及びアイヌの民俗文化の保護については、記録的保存にとどめることなく、特別の措置を講ずること。
7. 文化財の保存技術者、埋蔵文化財の発掘調査員等の養成確保と処遇の改善に努めること。
8. 文化財の保護について、市町村の役割を明らかにし、関係職員の確保につ

いて配慮すること

9. 文化財保存事業に対して、国及び地方における財源を確保するとともに、起債の充実を図ること。

10. 法の運用にあたっては、関係学会、文化財保護団体、地方公共団体等の意見を十分尊重すること。

右決議する。

庁保管第191号
昭和50年9月30日

各都道府県教育委員会　殿

文化庁次長
内　山　　正

文化財保護法の一部を改正する法律等の施行について（通達）

文化財保護法の一部を改正する法律（別紙1）が、さきの第75回国会において成立し、昭和50年7月1日、法律第49号をもって公布され、同年10月1日から施行されることとなり、これに伴い、文化財保護法施行令（以下「施行令」という。）（別紙2）が同年9月9日、政令第267号をもって公布され、また、文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（以下「整備政令」という。）（別紙3）が、同年9月30日、政令第293号をもって公布され、両政令とも同年10月1日から施行されることとなりました。

このたびの改正は、昭和29年に制定された文化財保護法の一部を改正する法律の施行から今日までの間における広範で急激な経済的変動とこれに伴って生じた文化財保護の一層の充実強化の必要性にかんがみ、緊急に措置すべき事項について制度の整備を図るため行われたものであり、その主要な点は次のとおりであります。

1. 民俗文化財の制度を整備したこと。
2. 埋蔵文化財に関する制度を整備したこと。
3. 伝統的建造物群保存地区制度を設けたこと。
4. 文化財の保存技術の保護制度を設けたこと。
5. 地方公共団体における文化財保護行政体制を整備したこと。

このたびの法改正は、以上のような主要な事項を含めて法律全体にわたる大幅なものであり、その実施運用に当たっては、下記事項を参照の上、遺憾のないよう措置するとともに、関係機関及び、管下市町村等に対し趣旨の徹底方につきよろしくお取り計らい願います。

なお、このたびの法改正等に伴う文部省令の改正等については、おって通知します。

記

第１～第４（省略）

第5. 埋蔵文化財関係

1. 調査のための発掘の届出に関する規定を整備したこと（法第５７条）。

(1) 旧法においては、調査の対象として「埋蔵物である文化財」と規定されていたが、「埋蔵物」の語は、民法及び遺失物法における用例と混同されるおそれがあったため、これを「土地に埋蔵されている文化財」に改めた（第１項）。

(2) 調査結果の報告書の提出は、従来から発掘届に対する指示の一部としてきたのであるが、これを指示事項の一つとして規定上明らかにした。（第２項）。

2. 周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の事前届出の時期を３０日間早めて土木工事等の着手の６０日前としたこと（法第５７条の２）。

（注） 周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等と埋蔵文化財の保護との調整については、法第５７条の３の規定による国の機関等の場合の特別的取扱いを除いて、これまで行われてきたところと異なるのではないので、この点を留意の上従前どおり適切な運用に配慮されたい。

なお、法第５７条の３に規定する場合を含め、土木工事等が非常災害のために必要な応急措置として行われるときは、適用がない。

3. 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下「国の機関等」という。）が周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行おうとするときは、法第５７条の２の規定を適用しないものとし、協議等の特例的取扱いをすることとしたこと（法第５７条の３）。

(1) 周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等をしようとする国の機関等は、当該土木工事等の事業計画の策定に当たり、あらかじめ、文化庁

長官に通知しなければならないこととした（第１項）。

（注１）　国の機関等とは、国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で施行令第１条に列挙するもの（宇宙開発事業団はじめ４２法人）及び同条の規定により文化庁長官が指定するものをいう。なお、文化庁長官が指定するものについては、おって通知する。

（注２）　本条の規定による国の機関等の通知の時期については、事業の性格等に応じて合理的な時期とする必要があるが、当該通知は、国の機関等が各省各庁の長である場合を除き、都道府県教育委員会を経由して行われることとなる（第５項及び法第１０３条）。ついては、土木工事等の事業計画について当該国の機関等と都道府県教育委員会との間で本条第１項の通知の前のできるだけ早期に事実上の連絡調整が行われるようにするのが望ましく、本条の規定による文化庁長官への通知を進達する場合は、事前の調整、協議の経過及び結果の概要と都道府県教育委員会の意見を付するよう配慮されたい。

（注３）　本条の規定による国の機関等の行う土木工事等についての特例的取扱いは、従来の各種公団等との覚書等による慣行を前提として制度化されたものであるので、従来の覚書等による慣行のうち今回の改正によって制度化されなかった協議の具体的方法等の細目に係るものについては、従前どおり運用することとなっているので、留意されたい。

(2)　本条第１項の規定による通知があった場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、当該国の機関等に対して、当該土木工事等の事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができ、通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならないこととした（第２項及び第３項）。

（注）　協議を求めるべき旨の通知及び(3)の勧告は、可能な限り速やかに行う方針であり、具体的取扱いとしては、６０日以内に行うこととしたい。また、協議を進めるに当たっても、可能な限り速やかに当該協議を終了することが望ましいので、各都道府県教育委員会においても適切な措置につき配慮されたい（第５７条の６の規定による場合も同様である。）。

(3)　本条第１項の規定による通知があった場合において、協議を求める必

要のない場合においては、文化庁長官は、当該事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができることとした（第４項）。

（注１）　勧告の内容としては、地方公共団体の専門職員の立会いに関すること等の軽微な事項が考えられる。

（注２）　本条第３項の規定による協議を要するか又は第４項の規定による勧告で足りるかについては、個々具体的な事業計画、埋蔵文化財との関係等に則して、合理的かつ適切に判断することとしている（第５７条の６の規定による場合も同様である。）。

4. 周知の埋蔵文化財包蔵地について、国及び地方公共団体は、その周知の徹底を図るため、資料の整備その他の必要な措置の実施に努めなければならないこととし、国は、地方公共団体の行うそれらの措置につき指導、助言その他必要と認められる援助をすることができることとしたこと（法第５７条の４）。

（注１）　埋蔵文化財包蔵地の周知の徹底のための措置は、文化庁及び各地方公共団体において分布調査の実施、遺跡台帳の作成、遺跡地図の作成・配布等を行ってきたが、本条にいう資料の整備その他の措置は、従来行ってきたこれらの措置全体を示すものであり、今後その一層の計画的推進と拡充について十分な配慮と努力が要請されることとなった。

（注２）　地方公共団体に対する国の指導、助言、援助としては、資料の提供、技術的指導、地図等の配布等及び財政的な援助措置等も含まれるものである。

（注３）　未知の遺跡が発見された場合等新たに埋蔵文化財包蔵地が確認されたときは、この旨を文化庁に報告し、また、これを遺跡台帳に登載する等により、その所在の周知の措置を講ずるよう配慮されたい。

5. 遺跡と認められるものの発見について、旧法第８４条において規定されていたと同様に届出を要することとし、発見された遺跡の現状を変更することとなる行為の停止命令等の措置について新たな制度を設けたこと（法第５７条の５）。

(1) 土地の所有者又は占有者が、出土品の出土等によって貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、その現状を変更することなく、遅滞なく、文化庁長官に届け出なければならないこととした（第１項）。

（注）　法第５７条第１項の規定による届出をして実施した調査によって遺跡を発見した場合は、同条第２項の規定による指示として報告書の提出が義務づけられるので、本条の規定による届出は不要とした（第１項）。

(2)　遺跡発見の届出があった場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、文化庁長官は関係地方公共団体の意見を聴いて、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、遺跡の現状を変更することとなる行為の停止又は禁止を命ずることができることとした（第２項及び第３項）。

（注１）　停止（遺跡と認められるものの発見に至るまで継続していた行為を中断したままとすることをいう。）又は禁止（遺跡と認められるものの発見後に着手を予定されている行為の実行をあらかじめ止めることをいう。）の命令は、遺跡発見の届出があった日（届出書が都道府県教育委員会に到達した日（法第１０３条第４項）。以下同じ。）から１箇月以内にしなければならず、命令によって遺跡の現状を変更することとなる行為を止めさせておくことのできる期間は、遺跡発見の届出があった日から起算して３箇月（改正法施行後５年間は６箇月）を超えることができないが、命令された期間内に調査が完了せず、引き続いて調査を行う必要があるときは、１回に限り、最初の命令の期間と通算して６箇月（改正法施行後５年間は９箇月）を超えない範囲でその期間を延長することができることとした（第２項、第５項、第６項及び改正法附則第２項）。

（注２）　遺跡の現状を変更することとなる行為の停止等の期間について、改正法施行後５年間に限り、特例を設けているのは、地方公共団体における発掘調査体制の現状にかんがみ、今後５年間にその充実を図り、停止等の命令に伴う、定められた期間内での調査に十分対処できるようにする趣旨の措置である。ついては、都道府県教育委員会においては、地方公共団体における埋蔵文化財保護担当職員の確保等の体制の充実に一層の努力が望まれる。

（注３）　停止等の命令の措置を執った場合を除き、遺跡の保護上必要な指示をすることができることとした（第７項）。

（注４）　遺跡と認められるものが発見されているにもかかわらず、届出が行われない場合においても、停止等の命令及び必要な事項を指示することができることとした（第７項）。

（注５）　停止等の命令によって損失を受けた者に対しては、国は、その通

常生ずべき損失を補償することとした（第９項）。

（注６）　発見された遺跡の保護については、その所在する土地の所有者又は占有者その他の関係者と十分話し合い、その協力を得て適切な措置を執ることが肝要であり、土木工事等の停止等の命令は、そのような話合いや事実上の協力が得られない特殊な事態における最終的な手段として運用すべきものと考える。

また、これらの命令は、私有財産権に対する強い規制となるものであるので、その運用には当然に特に慎重を期すべきものである。ついては、都道府県教育委員会においても、発見された遺跡の保護については、従来と同様関係者と十分話し合い、その協力を得て遺憾なきを期するよう配慮することが望まれる。なお、重要な遺跡が発見された場合における緊急の事態に対処する方法としては、本条の規定による命令等のみならず、史跡指定又は仮指定の活用等制度全体の有機的かつ合理的な運用も必要と考えられる。

6. 国の機関等が遺跡と認められるものを発見したときは、法第５７条の５の規定を適用しないものとし、協議等特例的取扱いをすることとしたこと（法第５７条の６）。

(1) 国の機関等が遺跡と認められるものを発見したときは、その現状を変更することなく、遅滞なく、文化庁長官に通知しなければならないこととした（第１項）。

（注１）　本条の規定による通知も、国の機関等が各省各庁の長である場合を除き、都道府県教育委員会を経由して行われることとなるので（第５項及び法第１０３条）、本条の規定による制度の運用に当たっても前記３(1)（注２）において述べたところに準じて措置されたい。

（注２）　法第５７条第１項又は法第９８条の２第１項の規定による調査によって遺跡を発見した場合は、報告書の提出があるので、本条の規定による通知は不要とした（第１項）。

(2) 本条第１項の規定による通知があった場合において、当該遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のために調査を行う必要があると認めるときは、文化庁長官は、当該国の機関等に対し、その調査、保護等について協議を求めるべき旨の通知をすることができ、通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならないこととした（第２項及び第３項）。

（注）　協議を求めるべき旨の通知及び(3)の勧告は、可能な限り速やかに

行う方針であり、具体的取扱いとしては、３０日以内に行うこととしたい。

(3) 本条第１項の規定による通知があった場合において、協議を求める必要のない場合においては、文化庁長官は、当該遺跡の保護上必要な勧告をするることができることとした（第４項）。

（注１） 勧告の内容としては、地方公共団体の専門職員の立会いに関すること等の軽微な事項が考えられる。

（注２） 国の機関等による遺跡の発見は、法第５７条の３の規定による協議等の対象となった土木工事等によるものが相当数にのぼるものと考えられるので、運用上は法第５７条の３の規定による協議に際し、遺跡が発見された場合の取扱いについても、あらかじめ定めておくことが望ましい。

7. 文化庁長官の行う発掘の施行に関する規定（法第５８条）を地方公共団体の行う発掘に関する権限についての改正と関連して改正したこと（第１１－１を参照されたい。）。

第６～第１０（省略）

第１１ 地方公共団体及び教育委員会関係

1. 地方公共団体は、法第５８条の規定により文化庁長官が行うものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、発掘を施行することができることとし、地方公共団体の発掘調査に関する権限を明らかにするとともに、これに伴い関係の事項につき規定を整備したこと（法第９８条の２及び第９８条の３）。

（注１） 地方公共団体の発掘調査に関する権限を明らかにしたことと関連し、文化庁長官が発掘を施行することのできる埋蔵文化財についての要件を定め、文化庁長官が施行することのできる発掘の範囲を明らかにした（法第５８条第１項）。

（注２） 本条の規定の適用を受ける地方公共団体には、学術的研究を行う大学、博物館、研究所等の機関は含まれない。

(1) 埋蔵文化財の発掘調査に関する地方公共団体の権限を明らかにしたことに伴い、地方公共団体の行う発掘調査については、法第５７条の規定は適用されないこととなるので、地方公共団体の行う発掘については、別途、文化庁長官に対し、その着手の３０日前に、法第５７条第１項の規定による届出に準ずる方式により、通知されたい。

(2) 地方公共団体が国の所有に属し、又は国の機関の占有する土地において

発掘をしようとするときは、教育委員会は、発掘の目的等について関係各省各庁の長等と協議しなければならないこととした（法第９８条の２第２項）

（注）　法第５７条の３又は第５７条の６の規定による協議の結果調査を行う場合にあっては、実質上本項の協議を了したものとして取り扱って差し支えない。

(3)　地方公共団体は、その実施する発掘に関し事業者に協力を求めることができることとした（法第９８条の２第３項）。

（注）　地方公共団体の行う発掘は、実態上開発行為の事前調査として行われることが多いことにかんがみ、発掘の原因となった開発行為の事業者に対して、発掘費用の負担を含め従来のような協力を求めることができるよう規定を整備したものである。なお、地方公共団体は、協力を求めようとする場合、当該事業の性格、規模、事業者の能力等を勘案し、埋蔵文化財の保護及び調査の施行等が円滑、適切に推進されるよう配慮することが望まれる。

(4)　地方公共団体の行う発掘に要する経費につき、国はその一部を補助することができることとした（法第９８条の２第５項）。

(5)　文化庁長官は、地方公共団体の行う発掘に関して必要な指導及び助言をすることができることとした（法第９８条の２第４項）。

(6)　都道府県教育委員会の行った発掘によって発見された出土品については、文化庁長官の行う発掘によって発見されたものに関する手続と同様遺失物法の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもって足りることとした（法第９８条の３）。

2.　地方公共団体が文化財の保存及び活用を図るために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、国において適切な配慮をするものとすることとしたこと（法第９８条の４）。

3.～4.（省略）

5.　都道府県教育委員会に、非常勤の文化財保護指導委員を置くことができるものとし、文化財保護指導委員は、文化財について、随時、巡視を行い、並びに所有者その他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行うものとしたこと（法第１０５の２）。

（注１）　文化財保護指導委員の設置については、教育委員会規則で定める

のが通常であるが、もとより条例により設置しても差し支えない。

（注２）　文化財保護指導委員は、特別職の地方公務員である。

第１２　罰則関係

1. 罰金の額の最高限度額について、１０万円を５０万円に、３万円を２０万円に、１万円を１０万円にそれぞれ引き上げ、所有者の場合を除いて、科料を廃止したこと。

2. 遺跡発見の際の文化庁長官による現状変更行為の停止又は禁止命令違反に対し、１０万円以下の罰金を課することとしたこと。

3. 従来、過料であったものについて、次のような罰金を課することとしたこと。

(1) 重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の無許可現状変更等又は現状変更等の停止命令違反に対し、従来の３万円以下の過料を改め、１０万円以下の罰金を課すこととした。

(2) 文化庁長官による国宝又は特別史跡名勝天然記念物の修理若しくは復旧又は滅失、き損等の防止の措置の施行の拒否等に対して、従来の１万円以下の過料を改め、５万円以下の罰金を課することとした。

(3) 文化庁長官による発掘の施行の拒否等に対して、従来の５千円以下の過料を改め、５万円以下の罰金を課することとした。

4. 過料の額について、３万円を２０万円に、１万円を５万円に、５千円を３万円にそれぞれ引き上げたこと。

5. 以上のほか、今回の改正に伴って新たに義務を課した事項について従前の基準に従ってそれぞれ過料を科することとする等、所要の整理を行ったこと。

（注）　法第５７条の２第１項の届出をせず、又は同条第２項若しくは第57条の５第８項の指示に違反した者については、いずれも罰則を設けていない点に注意されたい。

第１３　附則関係

1.～4.（省略）

5. 埋蔵文化財関係

(1) 遺跡発見の際の文化庁長官による停止又は禁止命令の期間については、法第５７条の５の規定により届出のあった日から３箇月を超えてはならず、延長の場合においても６箇月を超えてはならないこととしたが、改正法施行後５年間は、地方公共団体の発掘調査体制の現状等にかんがみ、それぞ

れ６箇月、９箇月とすることとした（改正法附則第２項）。（第５－５(2)参照）

(2) 改正法施行前に旧法第５７条の２第１項の規定によってした届出に係る発掘については、法第５７条の２及び第５７条の３の規定にかかわらず、旧法第５７条の２の規定の例によることとした（改正法附則第５項）。

(3) 改正法施行前に法第５７条の３第１項に規定する事業計画を策定した同項に規定する国の機関等は、当該事業計画の実施につき旧法第５７条の２第１項の規定による届出をしたものを除き、改正法施行後遅滞なく、文化庁長官に通知しなければならないこととした（改正法附則第６項）。

(4) 改正法施行前に発見された遺跡と認められるものについては、旧法第84条第１項の規定による届出又は同法第９０条第１項の規定による通知の有無にかかわらず、なお、従前の例によるものとした（改正法附則第７項及び第８項並びに施行令第５項）。

6.～7.（省略）

第１４（省略）　（「別紙」1. 2. 3.省略）

庁保記第 201号
昭和50年10月15日

各都道府県教育委員会教育長　殿

文化庁文化財保護部長
吉　久　勝　美

周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等に関する協議について（通知）

文化財保護法の一部改正により、国の機関、地方公共団体若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令で定めるものが、周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等をしようとする場合及び遺跡と認められるものを発見した場合の協議の制度が設けられましたが（文化財保護法第５７条の３及び第５７条の６）この協議については、下記の事項に留意して処理したいと考えますので、各都道府県教育委員会においてもよろしくお取り計らい願います。

記

1. 協議のために工事等が遅延し、工事費が増加する等の事態を生ずる場合も考えられるので、可能な限り速やかな処理に努めること。

2. 最終的に住民が費用を負担することとなる宅地開発、住宅建設等の事業に関しては、調査、保存等に要する費用の負担が住民に対して過大なものとならないよう十分配慮すること。

庁保記第211号
昭和50年10月20日

各都道府県教育委員会教育長　殿

文化庁文化財保護部長
吉　久　勝　美

農業基盤整備事業等と埋蔵文化財の保護との関係の調整について（通知）

文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴い、既に「文化財保護法の一部を改正する法律等の施行について」（昭和５０年９月３０日付け庁保管第１９１号、文化庁次長から各都道府県教育委員会教育長あて通達）において通達した事項を除くほか農林省と文化庁とは、農業基盤整備事業及び林業生産基盤の整備の事業（以下「農業基盤整備事業等」という。）と埋蔵文化財保護との関係について、下記Ⅰの事項について了解に達しました。当庁としては、この趣旨に沿い、農業基盤整備事業等と埋蔵文化財の保護との関係の調整に努めることとしておりますが、貴職におかれても、下記Ⅱの事項に御留意の上、これらの事業と埋蔵文化財の保護との調整について御配慮くださるようお願いします。

なお、この通知の内容については農林省においても了解ずみですので申し添えます。

Ⅰ(1) 農業担当部局は、周知の埋蔵文化財包蔵地において農業基盤整備事業の実施を予定する場合には、文化財保護担当部局の当該事業実施予定地区内における当該埋蔵文化財の調査に要する期間等を考慮して、あらかじめ、工事の実施計画について、文化財保護担当部局と連絡調整を図るものとする。

(2) 文化庁は、農業基盤整備事業に係る国の機関等が行う周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘についての文化財保護法（以下「法」という。）第５７条の３の規定の適用については、同条中「当該発掘に係る事業計画」及び「当該事業計画」とは、埋蔵文化財包蔵地における発掘に係る部分の工事の実施計画を意味するものであって、土地改良法に規定する土地改良事業計画を意味す

るものではないことを確認する。

(3) 文化財保護担当部局は、農業基盤整備事業に係る法第５７条の３第３項及び第５７条の６第３項の協議並びに農業基盤整備事業の実施地区及び実施予定地区に係る各種文化財の調査に当たっては、当該事業の計画的かつ円滑な実施に支障が生じないよう速やかに措置するものとする。

(4) 農業基盤整備事業の実施地区及び実施予定地区に係る埋蔵文化財の調査は、原則として、文化財保護担当部局において実施するものとし、かつ、当該調査に要する経費は、すべて文化財保護担当部局において負担するよう努めるものとする。

(5) (4)にかかわらず、やむを得ず、当該調査に要する経費を、農業基盤整備費のなかで負担せざるを得ない場合においても、当該経費のうち農家負担分については、文化財保護担当部局において負担するものとする。

(6) 文化財保護担当部局は、文化財の事前分布調査を実施するに当たっては、農業基盤整備事業実施地区及び実施予定地区において優先的に実施するよう努めるものとする。

(7) 文化財保護担当部局は、法第５７条の５の行為の停止命令の発動に当たっては、季節に左右されることの多い農林漁業活動及び農業基盤整備事業等の円滑な実施に支障が生じないよう十分留意するものとする。

(8) 林業生産基盤の整備の事業に関しても、上記(1)から(7)に準じた方向で処理するものとする。

Ⅱ (1) 各都道府県の教育委員会においては、農林業関係事業と文化財の保護との調整に資するため、常にそれらの行政担当部局等との密接な連絡を保つこと。

(2) 農業基盤整備事業等に関するⅠの了解事項のうち予算を伴うものについては、昭和５１年度から実施されることとなるが、この場合、農林業担当部局から、埋蔵文化財の調査に要する期間及びその経費の予算的準備等に要する期間を考慮して可能な限り早期に農業基盤整備事業等の工事の実施計画等について文化財保護担当部局に連絡し、調整を図ることとする旨了解されているので、適宜事前の分布調査、遺跡の確認調査、保存措置等を行なうとともに、事前調査及びその経費負担等について十分に調整するよう配慮されたいこと。

(3) Ⅰ(4)の趣旨に沿う埋蔵文化財の調査経費の負担については、農業基盤整

備事業等における農家及び林家の負担が多様であること等の事情もあるので、各地方における実情に応じ、各都道府県教育委員会において、関係部局と十分に調整されるよう配慮されたいこと。

教 文 第 4 4 4 号
昭和50年10月16日

各市町　開発公社理事長　殿

三重県教育委員会教育長
清　水　英　明

文化財保護法第５７条の３第１項の政令で定める
法人の指定について（伝達）

標記のことについて、文化庁次長から別紙のとおり通知があったので伝達します。ついては、埋蔵文化財の保護と貴法人の行う土木工事計画との調整のため、下記により、従来にもまして一層の御協力をお願いします。

記

1. 貴法人が土木工事等に係る事業計画を策定するにあたっては、三重県開発事業指導に関する計画設計の技術基準（昭和５０年６月１日）のうち三重県開発事業に関する行政指導要項の文化財保護の指導要項を一つの指針とされたい。
2. 文化財保護法（以下「法」という）第５７条の３第１項にもとづく通知の記載事項及び添付書類は、埋蔵文化財発掘調査等の届出に関する規則（昭和２９年６月２９日文化財保護委員会規則第５号）第２条を参考にされたい。
3. 法第５７条の６第１項にもとづく通知の記載事項及び添付書類は、遺跡発見届出書規則（昭和２９年６月２９日文化財保護委員会規則第１０号）を参考にされたい。
4. 貴法人の行う土木工事等については、当該計画地に周知の埋蔵文化財包蔵地の有無にかかわらず、その計画の早期の段階から当教育委員会とも密接な連絡をとり、埋蔵文化財保護と当該計画との調整をすすめられたい。

（「別紙」省略）
（関係法人）　上野市開発公社　尾鷲市開発公社　亀山市開発公社　紀伊長島

町開発公社　熊野市開発公社　桑名市開発公社　菰野町開発公社　鈴鹿市開発公社　鳥羽市開発公社　松阪市開発公社　三重県志摩開発公社　三重県農業開発公社　御浜町開発公社　海山町開発公社　四日市市開発公社

以上このことについては、昭和５０年１０月６日付官報第１４６２８号に、同日付文化庁告示第１３号として告示されている。なお、地方住宅供給公社、地方道路公社及び地方土地開発公社については、文化財保護法施行令（政令第２６７号、昭和５０年１０月１日施行）により制定されている。

教文第463号
昭和50年10月27日

各市町村教育委員会教育長　殿

三重県教育委員会教育長
清　水　英　明

採石法及び砂利採取法の規定による認可処分と
史跡等の文化財の保護について（伝達）

標記のことについて別紙のとおり文化庁文化財保護部長から通知があったので伝達します。ついては砂利採取と文化財の保護との関係について、貴市町村の行政担当機関と連絡を密にせられるとともに、下記により適切な措置を構ぜられるようご配慮ください。

記

1. 当該事業の申請等に際しては、三重県開発事業の指導に関する計画設計の技術基準のうちの文化財保護の指導要項により措置されたいこと。
2. 1.による措置をとられた時は、同指導要項の書式1.文化財の保護措置及び書式2.の文化財調査報告書の各写しを、三重県教育委員会文化課長宛に送付されたいこと。

（「別紙」省略）

教文第361号
昭和50年8月18日

明和町教育委員会教育長
潮　谷　英　一　殿

三重県教育委員会教育長
清　水　英　明

斎王宮跡の保全について（依頼）

斎王宮跡の保全については、先に、昭和48年3月2日付教文第94号「斎王宮址推定地及び周辺の関連遺跡の保全について」により通知しましたが、さらに具体的には下記のことを十分留意され、その保全について遺憾のないようお願いします。

記

1. 保全を必要とする区域について

当分の間、明和町斎宮地区（以下「地区」という。）の小字名で、馬渡、古里、出在家、苅干、花ノ木、祓戸、花園、中垣内、塚山、篠林、楽殿、西前沖、東前沖、東裏、広頭、宮ノ前、上園、内山、下園、御館、柳原、西加座、東加座、コウロギ、木戸垣内、木葉山、牛葉、鈴池、鍛治山、中西、笛川及び順名垣内とする。

2. 土木工事等について

(1) 保全を必要とする区域（以下「保全区域」という。）内において、現況地目の変更が予想される公共事業及び地区住民の自家用建築物の建築等に対しては、事前の発掘調査を行い、その結果に基づいて適切な工事施行を指導する。

(2) 保全区域内において現況地目の変更が予想される民間企業の開発行為に対しては、よく指導を行い、それを抑制するよう努力する。

3. 発掘調査について

(1) 三重県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が計画的に行う発掘調査の実施時期及び発掘予定地の選定は、県、町の関係者が協議してきめるものとし、発掘予定地の土地所有者の発掘承諾書は、明和町教育委員会教育長（以下「町教育長」という。）が一括して、県教育長に提出する。

(2) 土木工事等の施行に際して行う事前の発掘調査は、町教育長が主体となって行い、県教育長が適時、指導にあたる。

(3) 土木工事等の施行に際して行う事前の発掘調査に要する経費は、原則として原因者負担とする。

II　文化財保護関係指導要綱等

文化財保護の指導要項

（三重県開発事業に関する行政指導要項
昭和５０年６月１日）

① 適用の範囲

文化財保護法・県条例の適用を受ける開発事業および文化財の所在地の形質の変更について適用する。

② 文化財の所在の確認

(1) 史跡・名勝・天然記念物

㋑ 文化財地図・文化財台帳・文化財一覧表によって照合する。

㋺ 開発区域内の文化財確認調査を実施する。この場合は、県教育委員会文化課の認める者により現地において確認調査を行ない調査報告書を提出させる。

(2) 埋蔵文化財

㋑ 遺跡地図・遺跡台帳によって照合する。

㋺ 開発区域内の遺跡分布調査を実施する。この場合についても現地において県文化財調査員または、県教育委員会文化課の認める者による分布調査を行ない調査報告書（書式２）を提出させる。

③ 文化財の保存方法

(1) 史跡・名勝・天然記念物

㋑ 開発区域より除外する。

㋺ 文化財の周囲で開発事業を実施する場合には、維持・管理方法および環境変化を検討し、保存に影響のないよう考慮する。

(2) 埋蔵文化財

㋑ 現状保存とする。ただし整備して保存する場合は、整備計画書を提出させる。

㋺　発掘調査を必要とする場合は、現状保存が困難な事由を説明し、その箇所の開発事業設計図面（平面図・縦断面図）および発掘調査計画書（書式３）ならびに調査計画図面を提出させる。ただし、保存の可否は発掘調査終了後その結果にもとづき決定する。

(3)　保存については保護措置書（書式１）を提出させるとともに覚書もしくは協定書を締結する。

④　経費の負担

文化財確認調査・遺跡分布調査・発掘調査および保存に要する経費は、原則として原因者負担とする。

（書式１）

年　　月　　日

文　化　財　の　保　護　措　置

教育委員会教育長　殿

住所

事業主　氏名　　㊞

電話

事業名	市 郡　　町 村　大字	計画面積	㎡
事業名			
文化財地図・台帳 遺跡地図・台帳との照合			
文化財調査	年　　月　　日		
調査担当者			
文化財保護協定の締結	年　　月　　日	遺跡発見届	年　　月　　日
該当文化財の名称	保　　護　　措　　置		
備　考			

※　分布調査の結果、確認されなかった場合は、その旨を備考欄に記入のこと。

（書式２）

（ 1/1000 ～ 1/3000 の地図を添付 ）

文 化 財 調 査 報 告 書

事　業　地	市郡　町村　大字	計画面積	㎡
事　業　者	住所 名称 代表者氏名 電話		
調査担当者			
調査期間	年　月　日～　年　月　日（　　）		
調査地の概況	（現況地目・地形等）		
調査方法			
文化財の概況	名　称	規模・現状・出土品	備　考（時代）
備考			

（書式３）

事業地区内埋蔵文化財試掘（発掘）調査計画書

1. 発掘調査場所　　別　添　図

市　　市町　　町
　　大字　　大字　　字　　番地
郡　　郡村　　村

2. 埋蔵文化財の名称と概況

名　　称	概　　況

3. 調査の目的

4. 調査面積と調査期間

(1) 概　　要

名　　称	全体面積	調査面積	調査期間（　）　出土品整理 報告書作成
			年　月　日～ 年　月　日（　日間） 年　月　日～ （年　月　日）

(2) 調査工程

期日 / 作業内容	(月・日)
地形測量 発掘区画設定 表土除去 遺構検出 遺構写真・実測	
出土品整理 報告書作成	

5. 調査の態勢

調査主体

調査担当者

6. 発掘調査費(明細は別紙)

円

7. 報告書

部

8. その他 (同遺跡が事業計画地域外に広がる場合その残余の部分についての保護措置)

開発行為に伴う公共施設等の整備に関する指導要綱（四日市市）

（昭和５０年４月１日施行）

1. 目　　的

この要綱は、地域の計画的な発展と良好な市街地の形成を図るため本市域内で、開発行為等を行う者（以下「事業主」という）に対し、関連公共施設等の整備その他について特別の協力を求め及び指導し、もって住みよいまちづくりの実現と地域住民の健全な生活環境を保全することを目的とする。

2. 適用範囲

この要綱は本市内における原則として、0.１ha 以上の開発行為等について適用する。なお同一事業主が連続又は隣接して事業を行うとき、その合計規模が0.１ha 以上となる場合もこの要綱を適用する。

3.～１０　（省略）

１１. 埋蔵文化財

(1) 事業主は、開発区域内における埋蔵文化財の有無について、あらかじめ市教育委員会と協議して事前に調査（実地踏査）を行うこと。

(2) 埋蔵文化財がある場合は、現状保存を原則とするが、これにより難いときは、試掘調査又は発掘調査を実施し、その結果により市教育委員会と協議し、決定された措置を実施すること。

(3) 前２号の実施にかかる経費は、すべて事業主が負担すること。

１２.～　（以下省略）

名張市住宅地造成事業等に関する指導要綱

（昭和５０年４月１日施行）

（目　　的）

第１条　この要綱は、関係法令並びに県市条例に定めるもののほか名張市内において住宅地造成事業等を行なう者に対し必要な指導を行ない、公共施設等の整備に関し合理的且つ適正な施行と、応分の負担を求め住宅地造成区域内外の環境保全、調和のとれた市域の開発を推進し、本市の健全な発展と秩序ある都市施設の整備を図ることを目的とする。

第２条　（省略）

（適用範囲）

第３条　この要綱は本市において１０００　平方メートル以上（同一事業者の行なう事業規模が合算して１０００平方メートル以上のものを含む）の住宅地造成事業等を行なう事業者（以下「事業主」という。）に適用する。

2.　１０００平方メートル未満の住宅地造成事業等についても、市長が必要と認める場合は、この要綱を適用する。

第４条～第２０条　（省略）

（文化財の保護）

第２１条　開発事業者は、埋蔵文化財包蔵地及びその周辺において開発事業を行なう場合、事前に市教育委員会と協議し保存の必要がある場合は、その対策を講じなければならない。

2.　前項に規定する地域以外の地域で開発事業に際し、埋蔵文化財等を発見したときは、すみやかに市教育委員会に届け出て、これらの処置等について協議し開発事業者の責任において保存の対策を講じなければならない。

第２２条　（以下省略）

III 事前協議概要

ゴルフ場等の開発事業に関する指導要綱・協議

種別	事業場所	面積	備考
レクリエーション施設	磯部町的矢	37ha	

大規模土地取引等に関する事前指導要綱・協議

種別	事業場所	面積	備考
団地	四日市市中野町	35ha	
ゴルフ場	〃 波木町	32	采女城跡、泊山1号墳
保護施設	南島町道行	280	浜ナツメ
観光 〃	鳥羽市畔蛸	254	茅原古墳、走り下古墳
団地	青山町	88	

林地開発行為許可申請・協議

種別	事業場所	面積	備考
緑化事業	嬉野町島田	1.1ha	
工場	松阪市下蛸路町	1.5	
〃	明和町斎宮	2.7	

三重県宅地開発事業の基準に関する条例・協議・確認審査

種別	事業場所	面積	備考
工場	多度町北猪飼	15,638㎡	
団地	四日市市生桑町	58,644	
団地	津市半田高松	32,658	高松C遺跡（調査済）

種　　別	事　業　場　所	面　　積	備　　考
宅地造園	明和町池村	61,528㎡	
工　　場	〃　斎宮	66,229	
宅　　地	阿児町甲賀	37,560	
〃	上野市東高倉	49,767	遺物散布地

都市計画法・協議

種　　別	事　業　場　所	面　　積	備　　考
団　　地	四日市市中野町	46ha	古墳 1
宗教施設	津市神戸、久居市明神町	1.5	
団　　地	久居市相川、野村町	21.6	
自然公園	浜島町	5.7	取り下げ
宅　　地	名張市新田	15.3	
団　　地	上野市千才	16.5	

Ⅳ 問 題 遺 跡 一 覧

1. 協議継続中の遺跡

遺跡名	所在地	原因	備考
中垣内遺跡	北勢町奥村	水資源開発公団、三重用水	
黒石原古墳群	菰野町根ノ平	芳美商事、分譲別荘地	全５基
北山遺跡	四日市々大鐘町	明和興産、育苗園	試掘済
西の山古墳	〃　あさけが丘	宅地造成	
大沢古墳	〃　上海老町	吉田工業KK、工場用地	
山奥遺跡	〃　鵜町	県道路公社、富田山城有料道路	
茂福城跡	〃	〃　〃	
岸岡城址	鈴鹿市岸岡町	三菱油化KK、社宅用地	
〃遺跡	〃　〃	〃　〃	
岸岡古墳群	〃　〃	〃　〃	８基
夕川ニュータウン遺跡・古墳	〃　郡山町	三交不動産KK、住宅団地	本調査予定
御薗古墳群	〃　御薗町	〃　ゴルフ場	全２３基
地蔵僧遺跡	亀山市川崎町	市開発公社、工場用地造成	本調査予定
柴崎遺跡	〃　柴崎町	県土木部、河川改修	〃
引地古墳	〃　小野町	市開発公社、住宅造成	
谷山古墳	〃　井田川町	中部地建、１号線拡幅工事	本調査予定
遺跡、城舘跡	〃	〃　、１号線バイパス	遺跡７、城舘址２
城舘址	関町	〃　、　〃	城舘址２
平田古墳群	安濃村	菱水産業、団地	１基調査済
八幡前遺跡	〃	安濃村、村道	
東観音寺遺跡	〃	〃　〃	
長岡古墳群	津市長岡町	三交不動産、団地	
上津部田舘址	〃　〃	〃　〃	
川北城址	〃　豊里川北町	北村組、団地	保存予定
〃遺跡	〃　〃	〃　〃	試掘予定
中野古墳	一志町八太	豊島不動産、団地	
遺跡	〃	中部地建、近畿自動車道	遺跡３
戸木城址	久居市戸木町	市、小学校建設	
遺跡・古墳・舘址	嬉野町	中部地建、近畿自動車道	遺跡３、古墳７、舘址１
〃	松阪市	〃　〃	遺跡６、古墳７
垣鼻４号墳	〃　垣鼻町	県土木部、河川改修	

遺　　跡	松阪市朝田、西野々町	中部地建、４２号線バイパス	遺跡２
黒田山古墳群	多気町兄国	〃　　〃	３基
出張遺跡	大台町栃原	広域市町村圏道路	
古里遺跡	明和町竹川	三交不動産KK、団地	１０万m²
斎王宮跡	〃　斎宮	住宅地化、町道	
水池遺跡	〃　明星	北岡組、団地	本調査予定
鉄砲塚古墳	玉城町	貯木場	
背ノ山古墳	〃　、度会町	土取り	
田丸城跡	〃　、田丸	県農林水産部、南勢広域農道	路線未定
丸山古墳	度会町大野木	〃　　〃	
大薮遺跡	伊勢市磯町	土地造成計画中	
荘　遺　跡	二見町荘	県土木部、県道バイパス	
宮ノ前遺跡	志摩町御座	２６０号線バイパス	
〃　北遺跡	〃　〃	〃	
御座城跡	〃　〃	〃	
御座北西遺跡	〃　〃	〃	
登茂山遺跡群	大王町登茂山	県環境生活部、国立公園整備	
遺　跡	南勢町五ケ所浦	水産庁、養殖水産試験場	
上野南部都市開発地域遺跡	上野市	市、南部都市開発計画(約2千ha)	分布調査中
北堀池遺跡	〃　大内	近畿地建、河川改修	
蔵持黒田遺跡	名張市蔵持	近鉄不動産KK、団地	
水分古墳	大山田村、炊村	県農林水産部、県営圃場整備事業	
筒御前古墳	伊賀町	個人造成、土取り	
丸岡遺跡	四日市々西村町	県住宅供給公社、団地	
大仏山古墳群	小俣町東村	〃　　〃	全７基
大仏裏古墳群	〃	〃　　〃	全５基
丸山古墳群	〃	〃　　〃	全３基
大仏裏古墳群	〃	〃　　〃	全２基
大仏寺院址	〃	〃　　〃	
酒部屋遺跡	玉城町	〃　　〃	
割山糖塚古窯址	〃	〃　　〃	
久米山古墳群	上野市守田	〃　　〃	３９基内１９基発掘予定
中川原古墳群	名張市赤目	〃　　〃	全３基
上山古墳群	〃	〃　　〃	全１２基
向井遺跡	尾鷲市向井浦	県土木部、海岸道路	

2. 発掘調査遺跡一覧

遺跡名	所在地	原因	調査主体	経費負担
郡山遺跡	鈴鹿市郡山町	三交不動産、団地	市遺跡調査会	会社
辻の内遺跡	安濃村太田	県営圃場整備事業	村調査会	県農林水産部
納所遺跡	津市納所町	県道バイパス	県教委	県土木部
〃	〃 〃	遺跡範囲確認	〃	国、県費
墓の谷1号墳	〃 大里窪田町	土取り	市教委	国、県、市費
中鳶遺跡	〃 〃	大里中学校体育館	〃	市費
上村遺跡	〃 半田上村	市土木部、道路	〃	〃
高松C遺跡	〃 半田高松	亀山製糸KK、住宅団地	市調査団	会社
藤谷古窯址群	〃 半田藤谷	土取	市教委	国、県、市費
小野遺跡	松阪市小野町	県農業基盤総合整備	市調査会	〃
河田古墳群（17基）	多気町河田	土取り	町教委	国、県、町費
中尾古窯址	〃 相可	町公共施設総合センター	〃	町費
斎王宮跡	明和町斎宮	範囲確認調査	県教委	国、県費
〃	〃 〃	町道、個人住宅地	町教委	町費
高倉山古墳	伊勢市豊川町	整備	神宮徴古館	神宮司庁
ナゴサ遺跡	南勢町切原	地区水泳プール	町教委	町費
道瀬遺跡	〃 迫間浦	太平洋沿岸自転車道	〃	〃
塩崎製塩址	磯部町坂崎	自然崩壊	〃	県土木部
清水北遺跡	上野市大野木	河川改修	県教委	近畿地建
蔵持黒田遺跡	名張市蔵持	近鉄不動産KK、団地	市教委	会社

3. 事前協議、調査なく破壊された遺跡

遺跡名	所在地	原因	備考
池代古墳	鈴鹿市東庄内町	整地	
四辻経塚	〃 〃	〃	
牧ケ久保遺跡	〃 小社町	ゴルフ場進入道路	
八野1号墳	〃 八野町	旧日本浄化工業地、整地	
〃 4 〃	〃 〃	〃 〃	
〃 5 〃	〃 〃	〃 〃	
墓ケ谷1号墳	津市大里窪田町	中部電力、鉄塔建設	
垣内遺跡	久居市元町	南部土地改良区、土取り	
大角遺跡	白山町	砂利採取、一部破壊	
八重田古墳群	松阪市八重田町	高橋不動産KK、住宅団地	4基
光明寺遺跡	御浜町阿田和	整地	
天長山2号墳	伊賀町川東	土取り	

V　埋蔵文化財関係事務手続き

1. 埋蔵文化財関係事務の流れ

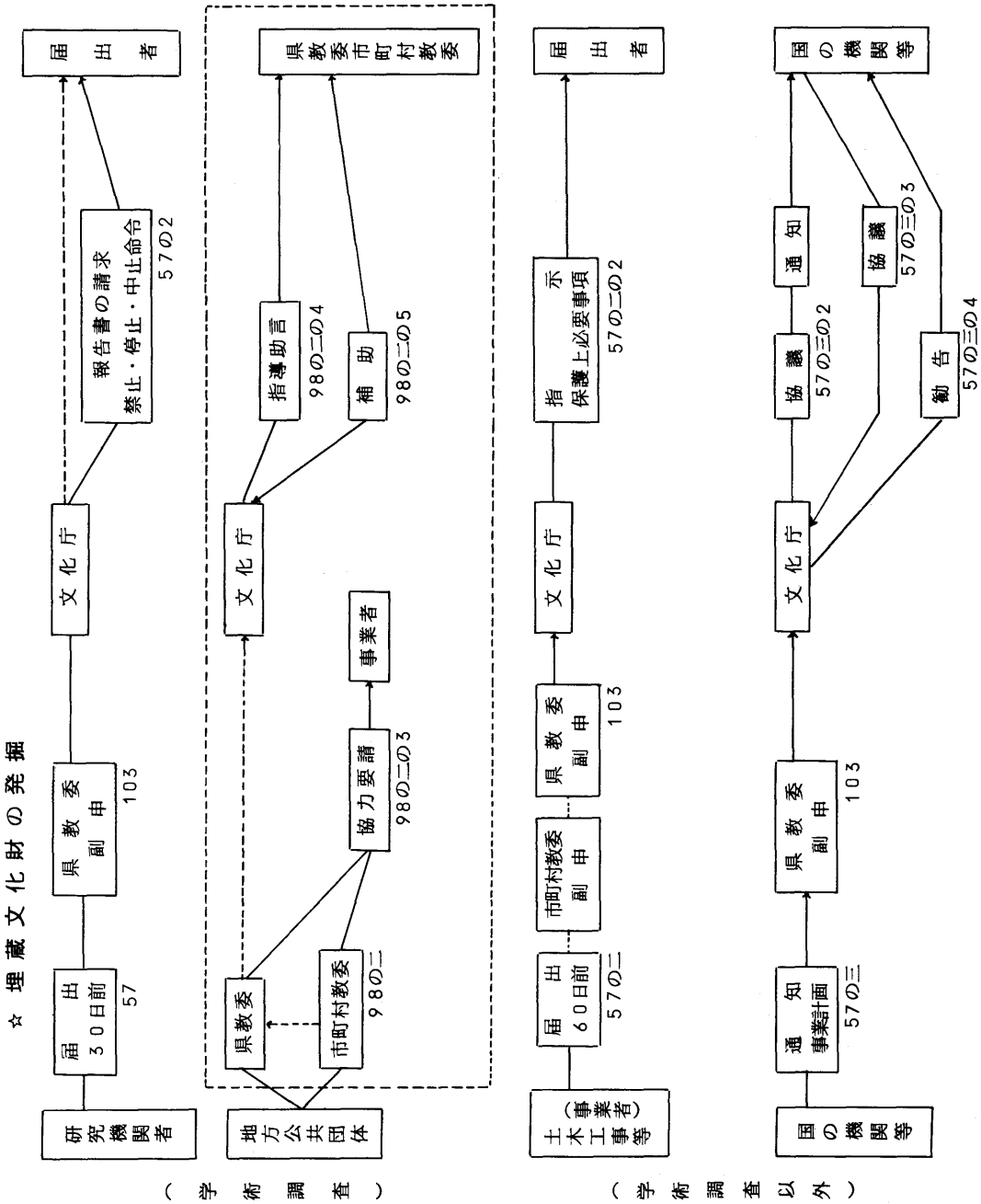

☆ 遺跡の発見

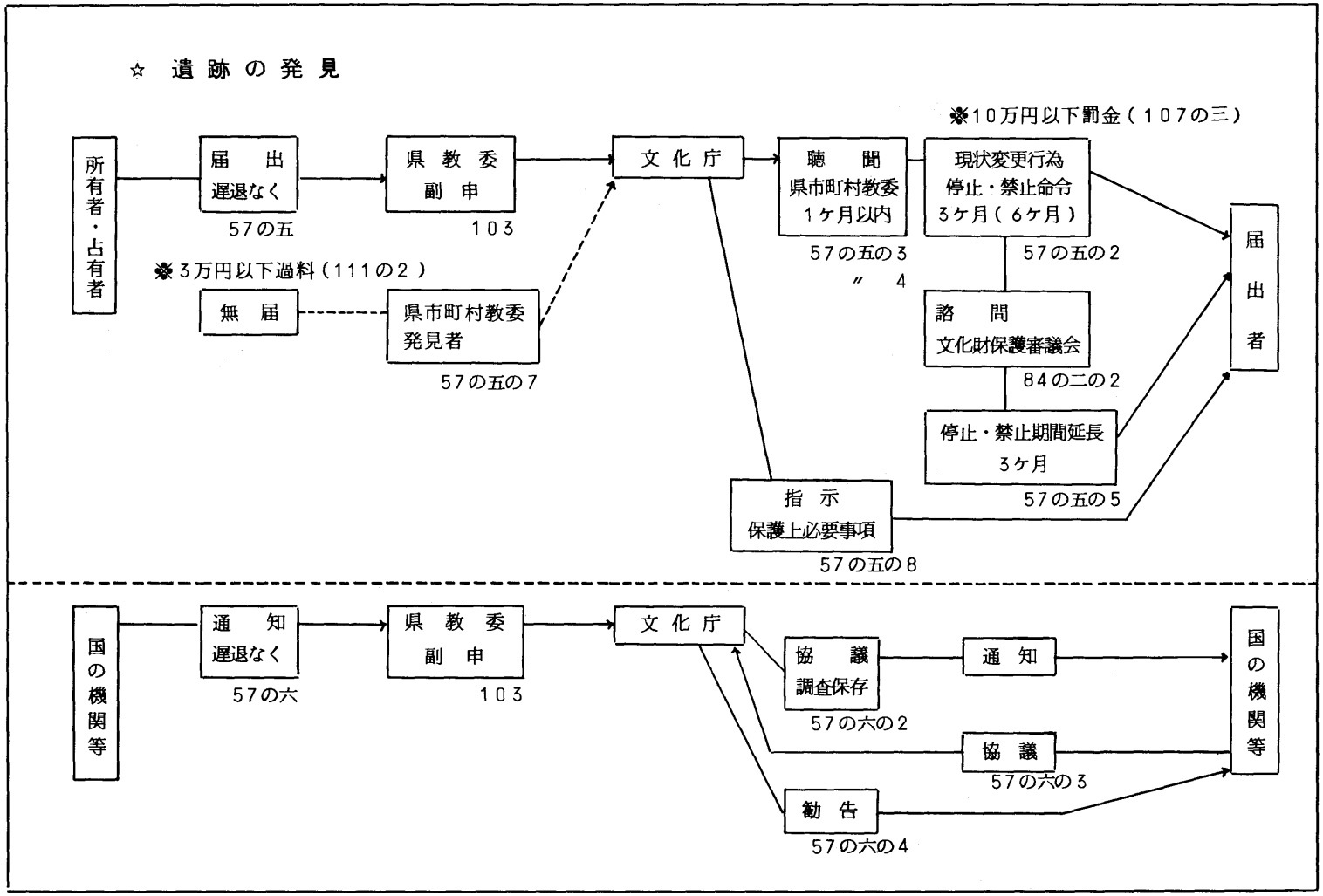
所有者・占有者
届出
遅退なく
57の五
県教委
副申
103
文化庁
聴聞
県市町村教委
1ケ月以内
57の五の3
〃 4
※10万円以下罰金（107の三）
現状変更行為
停止・禁止命令
3ケ月（6ケ月）
57の五の2
諮問
文化財保護審議会
84の二の2
停止・禁止期間延長
3ケ月
57の五の5
届出者
※3万円以下過料（111の2）
無届
県市町村教委
発見者
57の五の7
指示
保護上必要事項
57の五の8
国の機関等
通知
遅退なく
57の六
県教委
副申
103
文化庁
協議
調査保存
57の六の2
通知
協議
57の六の3
勧告
57の六の4
国の機関等

2. 発掘等に関する手続き

調査のための発掘に関する手続

第５７条　土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の３０日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部省令の定める場合は、この限りでない。

（様　式）

（文書番号）

年　月　　日

文　化　庁　長　官

届出者　住所

氏名　（名称及代表者氏名）㊞

埋蔵文化財発掘調査届出書

文化財保護法第５７条第１項の規定により、下記のとおり届け出いたします。

記

1. 発掘予定地の所在地の所在及び地番
2. 発掘予定地の面積
3. 発掘予定地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
4. 発掘調査の目的
5. 発掘調査の主体となる者の氏名及び住所
6. 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
7. 発掘着手の時期
8. 発掘終了の予定時期
9. 出土品の処置に関する希望
10. その他参考となるべき事項

―添　付　書　類―

1. 発掘予定地及びその附近の地図
   （２万５千分の１及び千分の１に位置、範囲を記入）
2. 発掘担当者が発掘調査の主体となる者以外であるときは発掘担当者の発掘担当承諾書

3. 発掘予定地の所有者の承諾書
4. 発掘予定地につき権原に基づく占有者があるときは、その承諾書
5. 発掘予定地の区域において、石灰石、ドロマイト、耐火粘土、砂鉱等地表に近い部分に存する鉱物につき鉱業権が設定されているときは、当該鉱業権者の承諾書。

＜そ　の　他＞

（埋蔵文化財発掘調査計画書「三重県開発事業に関する計画設計の技術基準」の文化財保護の指導要項の書式３を必ず添付）

（　　）は参考

土木工事等のための発掘に関する手続

第５７条の２　土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第１項の規定を準用する。この場合において、同項中「３０日前」とあるのは「６０日前」と読み替えるものとする。

（様　式）

（文書番号）

年　　月　　日

文　化　庁　長　官

届　出　者　住所
（事業主体者）氏名　（名称及代表者氏名）㊞

埋蔵文化財発掘届出書

文化財保護法第５７条の２第１項の規定により、下記のとおり届け出いたします。

記

1. 発掘しようとする土地の所在及び地番
2. 発掘しようとする土地の面積
3. 発掘しようとする土地の所有者の氏名又は名称及び地番
4. 発掘しようとする土地に係る遺跡の種類員数及び名称並びに現状
5. 当該土木工事等の目的及び内容
6. 発掘の計画及び方法の概要（埋蔵文化財所在地における土木工事計画と

その方法）

7. 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは契約の両当事者）の氏名及び住所

8. 当該土木工事等の施工担当責任者の氏名及び住所

9. 発掘着手の時期（埋蔵文化財の所在地における土木工事着手の時期）

10. 発掘終了の予定時期（埋蔵文化財の所在地における土木工事終了の時期）

── 添　付　書　類 ──

土木工事をしようとする土地及びその附近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

国の機関等が行なう発掘に関する手続

第５７条の３　国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第５７条の６において「国の機関等」と総称する。）が、前条第１項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

（様式）

文　書　番　号
年　　月　　日

文　化　庁　長　官

通　知　者
（事業主体者）　名称及び代表者氏名㊞

○○事業に伴う埋蔵文化財の発掘について

文化財保護法第５７条の３第１項の規定により、下記のとおり通知いたします。

記

（第５７条の２第１項の記載事項及び添付書類を準用する。ただし７の当該土木工事等の主体となる者の氏名及び住所は、機関法人、団体の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地とする。）

遺跡の発見に関する手続

第５７条の５　土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第５７条第１項の規定による調査に当って発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部省令の定める事項を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

（様式）

（文書番号）

年　　月　　日

文　化　庁　長　官

届出人　住所

氏名　（名称及び代表者氏名）㊞

遺跡発見届出書

文化財保護法第５７条の５第１項の規定により、下記のとおり届け出いたします。

記

1. 遺跡の種類
2. 遺跡の所在地及び地番
3. 遺跡の所在する土地の所有者の氏名又は名称及び住所
4. 遺跡の所在する土地の占有者の氏名又は名称及び住所
5. 遺跡の発見年月日
6. 遺跡を発見するに至った事情
7. 遺跡の現状
8. 遺跡の現状を変更する必要のあるときは、その時期及び理由
9. 出土品のあるときは、その種類、形状及び数量
10. 遺跡の保護のために執った又は執ろうとする措置
11. その他参考となるべき事項

── 添付書類 ──

遺跡が発見された土地及びその附近の地図並びに土木工事等により遺跡の現状を変更する必要があるときは、当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

国の機関等の遺跡の発見に関する手続

第５７条の６　国の機関等が前条第１項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第５７条第１項又は第９８条の２第１項の規定による調査に当って発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度においてその現状を変更することを妨げない。

（様式）

文書番号

年　月　日

文化庁長官

通知者

名称及び代表者氏名㊞

○○事業に伴う遺跡発見について

文化財保護法第５７条の６第１項の規定により、下記のとおり通知します。

記

（第５７条の５第１項の記載事項及び添付書類を準用する。）

地方公共団体が行なう発掘調査に関する手続

文化財保護法の一部を改正する法律等の施行について（文化庁次長通達）の第１１地方公共団体及び教育委員会関係(1)を参照のこと。

（様式）

文書番号

年　月　日

文化庁長官

通知者

名称及び代表者氏名㊞

埋蔵文化財の発掘調査について（通知）

埋蔵文化財を発掘調査しますので、下記のとおり通知いたします。

記

（第５７条第１項の規定を準用）

三重県教育委員会

文化課　津市広明町１３・三重県庁内７階
℡　0592−26−1111　内線577
埋蔵文化財整理所　　津市桜橋２丁目
（通称文化課分室）　℡　0592−27−2465